

議長／ただいまから令和4年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより、各会派の代表質問に入ります。

初めに、千代田区議会自由民主党を代表して、13番大坂隆洋議員。

大坂議員／令和4年第4回区議会定例会に当たり、千代田区議会自由民主党を代表して、質問をいたします。

今回は、新たな基本構想の策定に向けた課題認識と行財政運営について、子育て支援への考え方について、今後を見据えた中小企業支援施策について、そして、DXの推進についての4項目お伺いをいたします。

初めに、新たな基本構想の策定に向けた課題認識と行財政運営についてお伺いいたします。現在検討中の第4次基本構想は、区民と学識経験者による懇談会で議論を重ねるとともに、各種団体ヒアリングを行うなど、様々な立場の区民参画が図られています。

基本構想は、区政運営上の理念であり、区民にまちづくりの長期的な展望を示すものであるため、こうした取組には一定の評価をいたします。

しかしながら、基本構想の策定は区政運営において最も重要な方針の決定であることから、これを決めるに当たり、区政運営の責任者である区長自らがしっかりとイニシアチブを發揮し、区民や職員をリードする姿勢を見せるとともに、未来の千代田区に向けて進むべき道のりを明確に示すべきではないかと考えます。

今回の基本構想は、変化の激しい時代であるがゆえ、大きなビジョンを掲げ、具体の課題には臨機応変に対応する方針でつくられていることは理解していますが、第4次基本構想のたたき台に対して、懇談会や連合審査会でも千代田区らしさや具体性に欠けるとの指摘があったように、理念に重きを置くがために抽象的になり、千代田区の未来像を想像しにくいものになってしまっているのではないのでしょうか。

第3次基本構想策定の際には、地方分権推進の潮流の中、深刻な人口減少による自治体存亡の危機との課題認識があり、人口回復や自治権拡充などの理念を理解することができました。

しかし、現在検討中の基本構想は、掲げようとしている理念がいかなる課題認識によるものなのか明らかではありません。

基本構想の理念を多くの人が共有するためには、その点を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

新たな基本構想に掲げようとしている理念の背景にある課題認識はいかなるものなのでしょうか、区長の見解をお聞かせください。

第3次基本構想策定から半年後、千代田区行財政改革に関する基本条例が制定されました。この条例は、将来的に財政が硬直化し、区民福祉の向上に向けた諸施策の展開が困難となることが懸念される中、自主的で自律的な行財政運営の確立を目指して制定されたもので、

経常収支比率と人件費比率に数値目標を定め、弾力的な財政構造への転換と維持に一定の役割を果たしてきました。

一方、この条例が定める指標については、これまで様々な意見がありました。

特に、人件費比率については、予算規模の変動や公共サービスの担い手の多様化との関係等で指摘がなされてきています。

また今日、条例が制定された当時とは、人口、職員数、財政運営の状況など、区政を取り巻く環境は大きく変化してきています。

新たな基本構想の策定に向けて、改めてその背景にある課題認識と整合性のある行財政運営の方針を示す必要があると考えます。

特に、この条例はその前文や第1条で明らかなおり「第3次基本構想の実現に向けた条例」であり、新たな基本構想が策定されれば、その役割は終えるものと考えます。

そこでお伺いいたします。

新たな基本構想の策定に当たり、「行財政改革に関する基本条例」はどのように取り扱うのでしょうか。

また、新たな基本構想の理念の実現に向け、どのような方針に基づき行財政運営を推進していくのか、区の見解をお聞かせください。

次に、子育て支援への考え方についてお伺いいたします。

本年6月の通常国会において、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」及び「同法施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立いたしました。

これにより、子供に関する取組・政策の基本理念が示されるとともに、常に子供の視点に立ち、子供の最善の利益を第一に考える政策を強力に推進していくための新たな司令塔として、来年4月に、「こども家庭庁」が創設されます。

我が国社会の持続的発展に必要な子ども政策を推進するに当たって、その具体の実施を中心的に担っている地方自治体の役割は大変重要であると考えます。

国と地方自治体が車の両輪となり、緊密に連携しながら、それぞれの役割を十分に果たし、社会全体で未来を担う子供たちのための政策を推進していかなければなりません。

今後、「こども基本法」や「こども家庭庁」の設置に伴い、こども政策の着実な実施につなげていくことが次世代に向けた責任を果たしていくことにつながるのではないのでしょうか。もともと、本区の子育て関連施策は、区民ニーズを踏まえた様々な取組が先駆的になされてきています。

こうした中、特別区が「児童相談所」を設置することが可能となったことを踏まえ、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援をこれまで以上に充実させるため、子供の総合的な支援拠点として、「子ども総合サポートセンター」の設置を検討していると聞いております。

国の動きとしては、改正児童福祉法により、区市町村は、「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と「子育て世代包括支援センター（母子保健）」の設立の意義や機能は維持した上

で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」を、令和6年4月の法施行に向けて整備に努めることとされています。

そこでお伺いいたします。

こうした国の動向を踏まえ、妊娠・出産期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の充実についての区の考え方、また、区長が掲げている子ども総合サポートセンター構想の今後の取組の方向性について、児童福祉法の改正で具体的に何か変わるところはあるのでしょうか。

区長の見解をお聞かせください。

昨今の物価高騰による家計への影響は大きく、日々の区民生活はもちろん、子育て世帯への経済的な負担についても、喫緊の課題となっています。

本年7月、国から低所得の子育て世帯に対し、子供一人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金の支給がありました。

また、周辺自治体においては、葛飾区をはじめとした公立学校の給食費の無償化や台東区では、こども商品券の配付など、物価高やコロナ禍を踏まえた子育て世帯への支援策が講じられてきています。

我が党としては、先月25日に依然として物価の高騰が収まる状況にない中で、子育て世帯の負担軽減について、さらなる積極的な対策を求め、即効性ある幅広い子育て世帯への支援策を早急に実施する要望書を区長宛てに提出いたしております。

区長は、第3回区議会定例会の決算審査における物価高騰対策に関する質疑の中で、「機を逸することなく、今年度中に」と答弁され、招集挨拶にもありましたとおり、子育て世帯の経済的負担を軽減するための経費について、追加の予算を計上する補正予算案が今定例会に提出されております。

我が党の要望も踏まえた迅速な対応をまずもって評価をするとともに、詳細については今定例会において、しっかりと審査していきたいと考えております。

子育て支援に対する具体的な施策は、国、地方自治体を問わず、喫緊の課題として活発な議論が行われてきています。

一方で、本年7月に国が実施した「令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金」は、本区においては9割以上の世帯が給付金を受けることができませんでした。

また、物価高騰の影響による給食費の値上げに対する支援として、一部の区において行われている公立学校給食費の無償化については、約半数が私立学校に進学する傾向がある本区においては、支援施策の在り方として公平性に欠ける面があるのではないかと考えます。物価高騰による家計への負担は、全世帯同様であり、子育てや教育にけるお金を切り詰めることのないよう、幅広い子育て世帯への支援策を講じることが今求められているのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

子育て世帯の経済的負担を軽減するための追加予算を踏まえた区の子育て世帯への物価高勝対策について、幅広く包含した形での子育て支援が必要です。

こうした支援について所得制限の設定に対する区の考え方について、区長の見解をお聞かせください。

次に、「今後を見据えた中小企業支援施策について」質問いたします。

新型コロナウイルス感染症については長期間にわたり、人々の生活や行動の制限をすることで感染拡大を抑制してきました。

こうした方針は地域経済への影響も大きく、そのために中小企業を対象とした様々な支援施策が実施されてきました。

しかしながら、いまだに新型コロナウイルス感染症の流行は続き、既に第8波が始まっており、年内にもピークを迎えると言われていています。

さらに、ロシアによるウクライナへの侵攻で、物価やエネルギーコストが高騰し、区民の生活費への負担が増え、企業には売上げの低迷や仕入価格上昇等の影響が生じています。

また、この数か月は激しい円安によって輸入価格が高騰するなど、経済状況改善の先行きは不透明です。

こうした状況下において、区では現在、「商工振興基本計画」の改定作業が行われています。

本来、昨年度改定する予定であった本計画ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により経営を取り巻く環境の変化が大きいことから、改定を延期いたしました。

これまで経験したことのない変化の中にあって、計画を検討する期間を長く確保したことは正しい判断であったと考えます。

現在、基本計画は11月18日にパブリックコメントを終了し、集約が行われている段階と聞いておりますが、計画の内容を見ると、平成18年に策定した観光ビジョンを新たに組み込み、名称も「産業振興基本計画」に変更するとしています。

まさに、区内産業を広い視野で捉えることとなり、地域経済活性化の観点からも大きなターニングポイントになるのではないかと期待をしております。

秋葉原や神保町、皇居という国内でも有数の観光地を擁する本区において、インバウンドを取り込んだ産業振興施策は今後の区内経済の発展を考えたときに必要不可欠なものになると考えます。

本年10月の入国者数は49万人を超え、コロナ前と比較すると、まだまだ少ないですが、前年度同月比22.5倍となっており、当面は右肩上がり海外からの観光客が増えていくことが予想されます。

この機会をしっかりと捉える振興施策となることを期待しております。

そこでお伺いいたします。

現在策定中の「産業振興基本計画」について、計画改定の考え方と主なポイントについて、区の見解をお聞かせください。

次に、商店街支援についてお伺いいたします。

コロナ禍により、区内商店街は数々のイベントの自粛や縮小を行ってきました。今年度になり感染症対策の徹底や人々の意識の変化から、少しずつイベントが再開しつつあります。

先月から今月にかけて、神田古本まつりや神田カレーグランプリ決定戦などが再開され、多くの人でにぎわいました。

一方で、いまだ活動できない団体や再開できないイベントも数多くあり、コロナ禍以前のまちなのにぎわいの回復は道半ばであると考えます。

一方で、このコロナ禍の経験で、商庖街や同業団体等の重要性・必要性が見直されたという一面もあったと思います。

感染拡大防止のために営業活動が制限される中、公的な支援を受けるに当たって、組合などの組織に所属していることによって入ってくる情報は多くなり、頼る人や相談する窓口も身近にあったはずです。

また、所属する団体によってはそもそも受けられる支援に大きな差があったと思っています。

こうした点から新たに商店街組織を立ち上げようという動きもあったと聞いております。困ったときに頼ることができるのが商店街等、組織の持つ意義の一つであると思いますが、コロナによって生じた2年間の活動停止で商店街組織そのものが疲弊し、また、新たな課題にも直面していると考えます。

そこでお伺いいたします。

区として、現在の商店街等団体の課題をどのように捉えているのでしょうか。

そして、その課題に対しての支援はどのように考えているのでしょうか。

区の見解をお聞かせください。

これまで国や東京都は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業を対象に、セーフティネット保証や実質無利息の融資制度を実施してきました。

本区においても令和3年度まで、区内中小企業の資金支援のため、緊急特別資金や、小規模事業者には実質無利息となる制度を実施し、令和4年度も制度を見直して特別資金に取り組んでおります。

今年度、区内中小企業は、コロナに加え原材料高騰の影響も受けており、今後さらに資金繰りに苦しむ中小企業が多くなると考えます。

また今後、円安の傾向が長期にわたり継続することになれば、円安是正のために政策金利が引き上げられることも考えられ、金融機関からの借入金利も上昇となる可能性があります。

その結果、中小企業の金利負担が増加となるリスクもあり、引き続き柔軟な対応が求められます。

一方で、コロナ禍や原材料費高騰などの影響を受けた中小企業に対しては、補助金による資金支援等の施策も国や都において、幅広く迅速に行われてきています。

本区においても、ワンストップ経営相談窓口の拡充に加え、小規模事業者が経営上の課題解決のために実施する新たな取組を後押しするための「チャレンジ・チェンジ小口応援補助金」を、昨年度に引き続き今年度も実施するなど、伴走型の支援を行っています。

区取組だけにとどまらず、国や都を含めた支援体系を全体的に見ると、かなり充実した内容となっていると思う一方、経営者の声を聞くと、自社がどのような支援を活用できるか分からないといった意見もいまだに多く、まだまだ周知が不足していると感じます。

せっかく多くの支援メニューを用意しても、利用が進まないのであれば、残念なことです。

千代田区では、ホームページ上に補助金・助成金の自動診断システムを今年5月に設置いたしました。活用されているのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

これまで区が取り扱ったセーフティネット保証の認定件数と特別資金の実績はどのようになっていますでしょうか。

また、区としてそれをどのように評価をしているのかお答えください。

また今後、区内中小企業に対する制度融資の在り方、方向性について、どのように考えているのでしょうか。

併せて、区内中小企業に対して、国や都を含めた数ある支援策の周知や活用支援をどのように行っていこうとしているのでしょうか。

区の見解をお聞かせください。

最後に、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進について」、お伺いいたします。

デジタル技術の進展に伴い、私たちは、ビジネスの場面だけではなく、日常生活の様々な場面においても、当然のようにスマートフォンなどのデジタル機器やデジタル技術を利用するようになりました。

今や家族や友人とのコミュニケーションツールとしてSNSは不可欠なものとなり、買物はインターネット通販、実際にお店に行ったときでも支払いは電子マネー、新聞や書籍もスマートフォンやタブレットで見ることが普通になりました。

国は、令和2年に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、デジタル社会の目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げています。

令和3年には、「デジタル庁」を設置し、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、デジタル庁をはじめとする各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となる「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定しました。

区長は、招集挨拶の中で、本区でも本年4月に「千代田区DX戦略」を策定し、デジタル技術を活用した区民サービスの向上や行政の効率化に努め、都心における、より一層の快適な暮らしの実現に向けて、千代田区DXを進め、デジタル社会に対応した区政へのアッ

アップデートを図っていくと述べられました。

また、千代田区DX戦略のコンセプトとして、全てをデジタルに転換してしまうのではなく、これまでの「Face to Face」、対面のサービスも引き続き継続し、「区民が選択できる」ようにしていく、また、デジタル化に当たっても、「一人一人に寄り添った、温もりのあるサービス」を提供できるよう努めると強調されました。

これは、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」という、国が目指すデジタル社会のビジョンと方向性を同じくするものであり、千代田区DX戦略の副題として掲げられている「だれもが幸せな社会の実現に向けて」デジタル技術を活用していこうとするものだと理解をしております。

国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指していますが、そのためには、単にICT化するだけでなく、ICT化により、収集が容易となったデータを活用し、生活等の向上につなげていくという観点が重要になってくると考えます。

そこでお伺いいたします。

「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指し、全ての人がデジタル化の恩恵を受けることができるようにするため、区はどのようにDXを推進していこうとしているのでしょうか。

また、そのためのデータの活用による区民生活等の向上が重要であると考えますがいかがでしょうか。

区の見解をお聞かせください。

国が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「暮らしを変えるデータ連携の実現」についての言及の中で、特に、健康や医療に関するデータについては「平均寿命が年々延びる中で個人が望むライフスタイルを継続させるためには、診断・治療に加えて疾病の予防が重要となるため、個人が自身の健康や医療に関する情報を簡易に記録、管理し、自身の健康管理や診断・治療に関わる医療機関等に必要に応じて共有できるようにすることが重要である」と言っています。

PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用です。

健診データの活用については、第3回区議会定例会における自民党代表質問において、区民健診事業のデジタル化というテーマで質問をし、歯科検診のデータについては、区内3つの歯科大学がある本区の地域特性を生かして、今後、区内歯科医師会とも連携して、分析、調査研究に取り組んでいくとの答弁がありました。

また、個人の健康、医療、介護に関わる情報を一人一人が生涯にわたって管理・活用するというPHRの目的から、子供時代の健康、医療データが重要であり、そうした観点から学校健診データのデジタル化は非常に重要な取組であると考えます。

文部科学省では、学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究を進めており、令和6年度中の本格実施に向けて取組を推進しています。

本区としてもこうした取組に積極的に関わることで、区内医療のDX化促進につなげていってはいかがでしょうか。

そこでお伺いいたします。

歯科健診データの活用については、第3回区議会定例会で前向きな答弁がありましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

お答えください。

また、学校健診データのPHRへの活用についてどのように考えているのでしょうか。

見解をお聞かせください。

併せて、千代田区DX戦略で示されているその他の具体的な取組の進捗状況についても、お答えください。

以上、4項目質問をいたしました。

区長並びに関係理事者の前向きな答弁を求め、代表質問を終わります。

議長／区長。

区長／大坂議員の基本構想に関する御質問にお答えします。

初めに、基本構想の策定に向けた課題認識ですが、本区は今後当分の間、人口増加が続く一方で、我が国の総人口は既に減少傾向にあります。

また、今後15年ほどの間に、東京都全体、特別区の区域全体の人口が順次ピークアウトすると言われており、経済の活力低下や公共サービスの担い手不足などが懸念されています。

こうした背景に加え、今後は、社会経済情勢の変化のスピードが一層加速することが想定されています。

このような状況の下でも、区民の皆様の暮らしの質を向上させていくためには、変化に柔軟に対応できる行政運営が不可欠であると考えております。

本区は、江戸開府以来約400年、常に我が国の政治、経済、文化の中心地として、旺盛な社会経済活動が展開されてきました。

明治、大正、昭和、平成と、時代が変わる中でも、それまで築いてきた伝統に、それぞれの時代における新たな文化や価値観といった変化を調和させながら、我が国の発展をリードしてきたという地域特性も有しています。

今後も、時代の変化をいち早く取り入れ、先駆的な取組にチャレンジし、他の自治体をリードする存在であり続けたいと考えております。

このような課題認識を踏まえ、「伝統」に「時代の変化」を調和させ、「未来」に躍進していくとの趣旨の将来像を掲げたところでございます。

次に、新たな基本構想の基における行財政運営の方針についてですが、ただいま申し上げた課題認識に基づき、機動的な行財政運営を推進していくことが重要であると考えております。

また、将来にわたって区民の皆様の暮らしを支え続けるために、持続可能な財政基盤を確立するとともに、健全な財政状況を維持することにより、未来を担う世代に負担を先送りしない財政運営を推進してまいりたいと考えております。

これらの方針につきましては、近く、「今後の行財政運営の考え方」として、区民の皆様にお示ししてまいります。

なお、詳細及びその他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／教育長。

教育長／大坂議員の子育て支援への考え方についての御質問のうち、国の動向を踏まえた区の考え方と今後の方向性についてお答えします。

こども基本法やこども家庭庁により、子供の視点、子育て当事者の視点に立ち、意見を施策に反映すること、また、全ての子供が、施策の対象として取り残されることのないよう、こども政策を着実に実施していくことなどが示されています。

本区の子育て支援につきましても、子供の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮する観点から、現状・課題を改めて検証し、国等と緊密に連携を図りながら、社会全体でこども政策が推進されるよう、今後も引き続き、子供の健やかな成長や妊娠、出産、子育てに対する支援の充実に取り組んでまいります。

また、今回の児童福祉法改正は、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て家庭に対する包括的な支援のための体制強化等を行うものとされています。

本区では、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組んでおり、児童福祉や教育施策を横断的に捉えるとともに、保健福祉施策とも連携しながら、妊産婦や子育て家庭に対する訪問型の家事・育児支援など様々な取組を行ってまいりました。

こうした取組のさらなる充実を図るため、子供の総合的な支援拠点として子ども総合サポートセンターについて検討してまいりましたが、これは、今回の改正児童福祉法に規定されたこども家庭センター等の趣旨と合致するものであると考えています。

本区といたしましては、このこども家庭センターに関する国の動向を注視し、必要な児童福祉と母子保健の一体的な支援の提供体制の整備に向けた方策を検討するとともに、子育て家庭への支援の充実を図り、児童虐待の未然防止の強化にも取り組んでいく考えです。

未来を担う子供たちは社会の宝です。

今後とも、子供たちが健やかに育ち、安心して子育てができるよう、子育て支援施策の着実な実施に努めてまいります。

議長／子ども部長。

子ども部長／大坂議員の子育て支援への考え方についての御質問のうち、物価高騰対策の支援における所得制限の設定の考え方についてお答えします。

子育て世帯への経済的負担の軽減につきましては、国や都、及び本区において、様々な支援策を行っております。

御質問にございました、国の子育て世帯生活支援特別給付金のほか、児童扶養手当や特別児童扶養手当、さらに都制度である児童育成手当においては、福祉政策的な要素を有するセーフティネットとして、ひとり親家庭や経済的、社会的ハンディのある家庭等を対象としているため、いずれも所得制限が設定されております。

一方、本区においては、独自の取組といたしまして、児童手当に所得制限を設けず、さらにその給付対象を広げた誕生準備手当や次世代育成手当、及び高校生までを対象とした医療費の助成など、保護者の所得による制限を設けずに、妊娠時から始まる子育て家庭をサポートするための支援を行っております。

しかしながら、昨今の物価高騰による家計への負担は増大し、日々の区民生活はもちろんのこと、子育て世帯への大きな経済的負担となっていることについては、議員御指摘のとおりです。

この影響は全世界同様であり、子育てや教育にかけるお金を切り詰めることのないよう、また、所得制限により支援を受けられない区民の割合が高くなる本区の特性も踏まえ、物価高騰対策に関する支援につきましては、公平性の観点から、幅広い子育て世帯を対象とするため、所得制限を設定しないことが基本的な考え方でございます。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／大坂議員のDXの推進についての御質問のうち、学校健診のPHR推進についてお答えいたします。

議員の「学校健診データをPHRへ活用することは、区民の生涯にわたる健康の保持増進等に大きく寄与する」との御認識は、教育委員会の認識とも一致するところではあります。

御質問にもあるとおり、文部科学省では令和3年度に実施した、学校健診の結果をマイナポータルで閲覧可能とする調査研究事業の結果を踏まえ、令和4年1月に「学校健康診断情報のPHRへの活用に関する検討会」を設置し、令和6年度を目途に全国の学校で対応できるよう検討しているところです。

教育委員会では、こうした国の動向を注視するとともに、現在、校務支援システムで管理・保存している学校健診データのPHRへの活用に向けて、区としても課題の整理を行い、保健福祉部をはじめとする庁内各部や、医師会等の関係機関とも情報共有を図り、検討を

進めてまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／大坂議員の御質問のうち、歯科健診データの活用の進捗についてお答えいたします。

現在、区民歯科健診のデータについては、区民健診、がん検診同様、住民情報と連動した健診システムにおいてデータ管理を行っています。

身体の健診については、国保連合会が「健診・保健指導」「医療」「介護」の各種データを利活用して作成しているKDBシステムを活用し、区と連携協定を締結している東京都健康長寿医療センターに、データの分析や解釈について指導助言を受けているところです。区民歯科健診については、現在、区内にある3つの歯科大学及び各歯科医師会など歯科医療に関する地域資源と連携し、データ活用に向けた調査・研究に着手するための検討の場を設けるべく調整を進めています。

今年度中に関係者会議を開催し、今後の方向性を定めていきたいと考えております。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／大坂議員の「今後を見据えた中小企業支援施策について」の御質問にお答えいたします。

まず、「産業振興基本計画」改定の考え方とポイントについての御質問でございます。

現在、新型コロナウイルス感染症や原材料費や物価高騰などにより社会経済情勢が大きく変化している時代であるからこそ、千代田区における産業振興は、地域特性を十分に生かしながら、その課題を解決していくことが重要であると考え、商工振興基本計画の改定作業を行っております。

改定案につきましては、大坂議員御指摘のとおり、観光ビジョンを取り込み、区内産業を総合的に広い視野で捉える意味を込めて、名称を「産業振興基本計画」に変更したところでございます。

そして、基本理念を「ちよだの暮らしを豊かにし、街のステイタスを高める産業まちづくり」といたしまして、千代田の強みを最大限に活用した「中小企業振興」、「商工関係団体支援等による産業の活性化」、「観光振興」、そして相互発展につながる「地方との連携」という4つの基本方針を定めており、これまでの商工振興基本計画における重要な方向性の骨格を継承しながらも新たな切り口の方針も盛り込んでいるところでございます。

現在、パブリックコメントの集約をしておりますが、商工振興連絡調整会議等で様々な立場の方々の御意見をお聞きしながら、また、区議会での御指摘を踏まえまして、年度内に計画を確定、公表する予定でございます。

次に、商店街支援についての御質問にお答えいたします。

令和2年度に区内商店街を対象といたしましたアンケート調査を実施いたしました。

この結果、商店街が抱える主な課題といたしまして、「高齢化」や「役員の担い手不足」、あるいは「会員数の減少」などが挙げられておりました。

このような状況では、ますます団体の組織力が弱まり、イベントなど活動が縮小し、ひいては街のにぎわいや地域コミュニティ機能の低下が進むことを懸念しております。

したがって、これまでのように商店街が実施するイベント等に対して助成をすることにとどまらず、今後は「商店街の次世代の担い手の育成」や「商店街と外部団体や学生との連携」など、もう一步踏み込んだ支援について検討をしております。

次に、セーフティネット保証の認定および特別資金の実績と今後の制度融資の方針についての御質問にお答え申し上げます。

セーフティネット保証は、その条件の認定事務を基礎的自治体が担っております。

感染症以降に区の窓口で認定した合計実績は、令和2年度は1万1752件、令和3年度は2092件、そして令和4年度は10月末現在で947件でございます。

また、特別資金の貸付実績といたしましては、令和2年度は406件、約28億8000万円、令和3年度は315件、約23億1000万円、令和4年度は10月末現在で20件、約1億円でございます。

今年度におきましては、セーフティネット保証認定や特別資金利用実績は落ち着いておりますが、今後は新たな資金需要も増加していくものと考えております。

一方、現在も国や都では中小企業を対象にした制度融資のメニューを豊富に用意しておりますので、必要とされる事業者が活用できるよう、しっかりと周知に努めてまいります。

また、基礎的自治体である本区といたしましては、もっとも身近な相談役として、経営資源が乏しい傾向のあります小規模事業者を対象に、より一層寄り添った制度融資の設計を検討しております。

最後に、中小企業に対する国や都を含めました支援制度の周知や活用支援についての御質問にお答え申し上げます。

本区ではこれまでワンストップ経営相談の拡充に加えまして、アウトリーチ型で専門家を事業者に派遣する訪問サポートを行うなど、きめ細やかなサービスを行ってまいりました。また、支援策の情報を多くの事業者の方々へ御提供差し上げるために、商工会議所千代田支部や区内金融機関との連携を強化し、PR活動に御協力いただいているところでございます。

さらに、令和4年5月から、本区のホームページ上で質問に答えると対象になりうる補助金や助成金分かる「補助金・助成金自動診断システム」を導入いたしました。

このシステムは、「国や都、区が提供する多くの支援制度から自社にあった制度を見つけることができる」と利用者から御好評をいただいております、これまでの検案件数は、10月末現在で1128件でございます。

一方、本システム導入後におきましても、大坂議員御指摘のとおり、経営相談の窓口におきましては、自社が活用できる支援策がまだまだ分からないという声も多々ございまして、分かりやすい周知が求められていると感じているところでございます。

したがいまして、今後、こうしたデジタルを活用した情報発信手段に加えまして、補助金実施機関であります東京都中小企業振興公社等との連携を強化することで、より一層必要な支援につなげていくことができるよう、努めてまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／大坂議員の基本構想に関する御質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、千代田区行財政改革に関する基本条例の取扱いについてですが、本条例は、質の高い行政サービスを継続的、安定的に提供していくため、経常収支比率や人件費比率の数値目標を定め、弾力的な財政構造を維持することなどを目的として制定された条例でございます。

議員御指摘のとおり、本条例は、現行の第3次基本構想の実現に向けた条例であることから、その成り立ちからも、新たな基本構想の策定と同時に廃止することが適当であると考えております。

次に、新たな基本構想における行財政運営の方針についてですが、区長答弁にもございましたとおり、近く、「今後の行財政運営の考え方」として、お示ししてまいります。

その中では、柱の1つとして「変化に柔軟に対応できる行財政運営の推進」を掲げ、毎年度の予算編成の際、分野別計画や時々の課題を踏まえて中期的な取組の方針を定め、速やかに実行に移すとともに、効率的な執行体制による機動的な行政運営を推進してまいりたいと考えてございます。

また、「持続可能な財政基盤の確立」や「将来世代に負担を先送りしない財政運営の推進」を掲げ、健全で計画的な財政運営に努めるとともに、「透明性のある行財政運営の推進」を掲げ、これまでと同様、行財政運営の状況等を公表することを考えてございます。

この「今後の行財政運営の考え方」につきましては、新たな基本構想に掲げる将来像を実現するための行財政運営の基本的な方針として、基本構想の素案とともに、区議会をはじめ、区民の皆様にお示ししてまいります。

議長／デジタル戦略担当部長。

デジタル戦略担当部長／大坂議員の御質問のうち、DXの推進についてお答えいたします。区では、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けては、3つの視点で、DXを推進していきたいと考えています。

第1に、選べるデジタル化です。

区長招集挨拶でも述べましたとおり、全てをデジタルに転換してしまうのではなく、対面のサービスも可能なものは引き続き継続し、区民が選択できるようにするとともに、対面のサービスにおいてもデジタル技術を活用してサービスの質を向上させることに努め、デジタル機器・サービスを使う方も使わない方も、あらゆる方々がデジタル化の恩恵を受けられるようにします。

第2に、利用者視点によるデジタル化です。

デジタル機器・サービスの導入に当たっては、準備段階からサービスデザイン思考で対応し、誰にも分かりやすく使いやすいもの、使いたくなるものとなるよう、利用者視点を第一に、ユーザビリティやアクセシビリティの高いものにしていきます。

第3に、高齢者などデジタル機器・サービスを苦手とする方々への支援です。

機器の操作方法やデジタル機器を使ってどういうことができるようになるのか、分かりやすい情報提供や支援を行っていきます。

次に、データの活用による区民生活の向上についてです。

データの円滑な流通と活用により、行政の効率化・高度化が図られるとともに、民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値が創出され、また、社会課題が解決されるなど、区民生活が向上することが期待されます。

この区民生活向上の効果は、必ずしもデジタル機器・サービスを使用している人たちだけが享受するものではありません。

例えば医療データの活用により、病気の早期発見・早期治療や介護予防が可能になれば、その恩恵は、デジタル機器・サービスを全く使わない人たちも受けることができます。

区は、あらゆる業務のデジタル化に取り組むとともに、データ活用の重要性についての認識を多様な主体間において共有し、本人同意の下、データの流通と活用を促進することによって、区民生活の向上を図っていきたいと考えています。

次に、千代田区DX戦略で示されている具体的な取組の進捗状況についてです。

まず、主要3システムのリプレースにつきましては、区の基本的なネットワーク環境である全庁LANシステムは、世界的な半導体不足の影響などによる遅れが出ているものの、年度内には移行を完了する見込みです。

内部事務系システムである総合行政システムは、令和6年度中、住民情報を扱う総合住民サービスシステムについては、令和7年度中の移行を目指して、それぞれ作業を進めています。

行政手続のオンライン化につきましては、この10月までに、東京都共同電子申請サービスによる新型コロナウイルスワクチン関係の手続で2148件、ぴったりサービスによる子育て関係及び国民健康保険関係の手続などで183件の利用がありました。

今後、さらに拡大するとともに、区独自のポータルサイト構築作業を進めていきます。

そのほか、オンラインによる手続ガイドやマイナンバーカードの受取予約システムを導入

し、このシステムによる予約は、10月までで5160件となっています。
電子マネーの活用につきましては、総合窓口及び出張所において、一部手数料等の窓口キャッシュレスを開始し、この10月までで2259件の利用がありました。
今後も引き続き千代田区のDXを推進し、区民サービスの向上と業務の効率化に努めてまいります。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。
各会派の代表質問を続けます。
日本共産党区議団を代表して、12番木村正明議員。

木村議員／私は、日本共産党区議団を代表して質問をします。
最初に、物価高騰から暮らしと小規模事業者を守る施策について質問します。
まず、インボイス制度についてです。
政府が来年10月に実施を予定している消費税のインボイス（適格請求書）制度の導入中止を求める声が広がっています。
これまで消費税の納税を免除されてきた小規模の事業者に新たな税負担がのしかかるとともに、取引ごとのインボイスの発行や7年間の保存など、事務的負担も増大します。
コロナ禍や物価高で打撃を受けた人たちに追い打ちをかけることは明らかです。
年間売上げが1000万円以下は免税業者とされ、インボイスを発行する必要はありません。
しかし、規模の大きな取引先の課税業者からインボイスを求められれば、断るのは困難です。
インボイスを発行する業者は免税業者となれないので、売上げが数十万円であっても、売上げにかかる消費税を支払わなければなりません。
インボイス制度は、全国約500万の免税業者や1000万人といわれるフリーランスに納税義務を広げます。
中小業者、農民、個人タクシーら個人事業主ら幅広い人たちが中止を求めるのも当然です。
来年10月からのインボイス制度の実施について、区長の見解を求めるものであります。
さて、地方自治体の一般会計は、特例により課税標準額に対する消費税額と仕入税額控除額を同額とみなすとして、消費税の納税を免税されています。
しかしながら、地方自治体が売手となり、役務の提供や資産の貸付など、事業者に対して課税取引を行う場合、自治体がインボイスを発行しなければ、事業者は仕入税額控除を受

けることができません。

そのため、総務省は自治体に対して「一般会計においては、…インボイス制度に対応いただきますようお願いいたします」との通知文を出しているわけであります。

軽視できないのは、自治体がインボイスの登録をすることで、自治体を買手として仕入税額控除をするために、売手である事業者などに影響を与えることです。

例えば、学校や保育園の給食の食材購入です。

仮に地元の小売店が免税業者であったら、仕入税額控除をすることができません。

その場合、消費税分を区が負担をする、納入業者を課税業者に変える、免税業者に登録をしてもらいインボイスを発行してもらうなどの対応となるのではないのでしょうか。

いずれにしても、事業者は大変な打撃を被ることになります。

学校や保育園等の給食の食材購入に当たり、免税業者にはどのような対応となるのでしょうか。

千代田区がシルバー人材センターに業務を委託する場合はどうでしょう。

事業の多くは業務委託契約で、高齢者は消費税法で個人事業主になります。

会員さん個人がインボイスを発行しなければ、シルバー人材センターは消費税の仕入税額控除をできず、納税負担が生じます。

仮に人材センターが消費税を負担できなければ、会員が消費税の課税業者になり、インボイス番号を取得することになります。

僅かばかりの収入からも消費税を納入させようとするのが、このインボイス制度であります。

シルバー人材センターへの業務委託に際し、委託経費を増やすなどして、人材センターに消費税の負担増をもたらさない形で対応できるのでしょうか。

区がインボイス制度を実施することで、区内の中小零細事業者や地域経済にどんな影響を与えることになるのか、その全体像を調査し、区民に明らかにすべきと考えます。

答弁を求めます。

次に、低所得世帯への支援についてです。

前定例会で、国による、住民税非課税世帯を対象に1世帯5万円を給付する補正予算が可決しました。

しかし、これだけでは対象が狭過ぎます。

そこで、我が党議員団は、前定例会の予算決算特別委員会で、僅か数万円の年収の違いで給付金が支給されない世帯に、区独自に支援することを提案しました。

仮に均等割のみ課税世帯を対象にすると、約700世帯、3500万円程度の予算で支援できるわけです。

その際、「機を逸することなく今年度中に早々に庁内で議論を重ねて検討いたします」、こう答弁がありました。

しかし、今回提案された補正予算案に、国の臨時給付金の対象外となる低所得世帯への支

援は計上されていません。

なぜでしょうか。

どんな検討を経て支援をしないと判断したのか、説明を求めたいと思います。

次に、小規模事業者への固定費助成についてです。

長引くコロナ禍、物価・原材料の高騰、過剰債務という三重苦が中小企業・小規模事業者にのしかかっています。

コロナ対応融資（実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資）の残高は、今年3月末時点で約42兆円に上り、中小企業の約3割が過剰債務感を訴えています。

ところが、政府の中小企業・小規模事業者への支援策は、自己責任・自助努力を前提にした収益力改善や事業再生支援が主な内容となっています。

千代田区でも、前定例会で小規模事業者への固定費補助を求めた際、答弁は「新型コロナウイルス感染症及び物価高騰による経営環境の変化や困難、脅威に対して、柔軟に適応することが重要」だと、自己努力を求めるものでありました。

しかし、中小企業・小規模事業者を苦しめている三重苦は、新型コロナウイルス感染の拡大による経営難と異常円安・物価高騰に起因するものです。

自己努力も限界なのです。

このことは、東京都の融資制度の実績を見ても明らかです。

運転資金等に対応する新型コロナウイルス感染症対応融資、いわゆる伴奏全国は約7000件、その融資限度額を超えて資金が必要になった場合のさらなる対応融資（伴走対応）が約1200件です。

それに対し、事業転換、業態変換の融資は約40件にすぎません。

つまり、事業者は商売を継続させたい、今の事業を継続させたいと必死なのです。

かつて千代田区は、自営業者など小規模事業者に寄り添う姿勢を示してきました。

例えば最初の千代田区住宅基本計画は、こう述べています。

「古くから本区で営業している自営世帯の多くは、歴史的に培われたコミュニティの中核となって親しみのあるまちづくりに貢献してきた。

しかし、近年の異常な地価の高騰による支払い負担が大きくなり、継続して居住・営業をすることが困難になってきている。」

こう述べて、「更新時の一時金及び家賃の差額補助などにより、これら自営世帯の居住支援を図るものとする」とあります。

これは住宅の側面からの計画でありますけれども、この考え方は、今回のコロナ禍、物価高騰の中でも適用すべき考え方だと思います。

改めて求めます。

小規模事業者や個人事業者への固定費補助を真剣に検討すべきではないでしょうか。

答弁を求めます。

次に、新型コロナウイルス第8波対策についてです。

第7波は過去最高の新型コロナウイルス感染拡大となり、死亡者は第6波を超えました。新規陽性者が増えれば死亡者も増えるため、いかに感染拡大を抑えるかが重要になります。国は、この冬の季節性インフルエンザと新型コロナの同時進行が起きれば、1日の患者はコロナが45万人、インフルエンザは30万人、計75万人に上る可能性を想定しています。

人口比で計算すると、都内では1日約8万人の発熱患者が発生することになります。

区長は招集挨拶で、「患者調査の重点化により、重症化リスクのある患者に速やかに対応し、入院が必要な患者にいち早く病床を確保するなど、これまで以上に迅速で、適切な医療へとつなぐ体制を整えた」と述べられました。

適切な医療へとつなぐ体制を整えられたのは、医療へのアクセスを重症化リスクのある患者に制限したからではないでしょうか。

第8波への対応は、ワクチンの速やかな接種とともに、国が進める医療へのアクセス制限でなく、東京都とも連携し、発熱外来などの医療体制の強化を第一に進める必要があります。

以下、4つのことを求めます。

第1、区長は招集挨拶で、区内医師会や医療機関と連携しつつ、感染症対策に全力で取り組むと述べられました。

区として医療現場の聞き取りも行い、発熱外来等の医療体制強化に向け必要な支援を行うことを求めます。

第2、重症化リスクの高い方へのケアに当たる介護・福祉施設の職員のPCR検査が定期的に実施できるようにすること。

また、必要に応じて人件費補助など施設の体制強化のための実効ある支援を行うことを求めるものです。

第3は、重症化リスクの低い区民への対応策についてです。

これは、厚労省のアドバイザーレポートの資料です。

重症化リスクの低い若い方の外来受診・療養の流れを見ると、発熱など体調不良の場合、まず、キットでの自己検査をすることになります。

せめてこの自主検査でも精度の高い検査が行えるように、希望する区民に対してPCR検査のキットを無料配付することを求めます。

第4、ツインデミックが懸念されています。

そうならば、今回のコロナ危機の下では初めてのことであり、それに対応できるだけの十分な保健所体制の構築を求めるものであります。

次に、デジタル改革に関連し、2点質問します。

一つはマイナ保険証についてです。

政府は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化させると表明しました。

マイナンバーカードの交付率は、10月末時点で全人口の51%と約半数にとどまっています。

保険証を一体化させたマイナ保険証は、昨年10月に運用が始まりましたが、利用者はいまだに全人口の約2割しかありません。

デジタル庁が8月から9月に行ったアンケート調査によると、マイナ保険証を申し込まない主な理由は「メリット・必要性を感じない」29%、「手続きが面倒」19.4%、「情報流出」が14.7%などです。

千代田区でのマイナ保険証の利用者は、何名ぐらいでしょうか。

医療機関はどうでしょう。

全国保険医団体連合会（保団連）が医師・歯科医師を対象に8月に行ったアンケートでは、保険証の原則廃止とオンラインでの資格確認の義務化に約8割が反対しました。

「医療従事者はコロナで大変。こんなときにやる必要性を感じない」、「ほとんどメリットのない制度。医療機関・患者双方に負担」、「拙速しかも高圧的」など、怒りの声が医師たちから数多く寄せられたと報道されています。

国民も医療機関もマイナ保険証を望んでいないのが現状です。

それを、国民皆保険のこの日本でマイナ保険証に一本化することは、事実上の強制になります。

しかも、マイナンバー法はカードの発行を任意としています。

マイナ保険証の事実上の強制は、この規定には反するものではありませんか。

区長の見解を求めます。

区長は、招集挨拶で千代田区DXのコンセプトに触れられました。

その第一に「区民が選択できる」を挙げています。

この考え方は、健康保険証についても同様、紙の保険証も選択できるようにすると理解してよろしいのでしょうか。

答弁を求めます。

次に、今定例会に提案された個人情報保護条例の廃止と施行条例の制定について質問します。

今後、個人情報保護は、全国的な共通のルールの下に一元化します。

重大なことは、それにより個人情報の保護より活用を優先することになることです。

現行の個人情報保護条例の目的は、個人情報の適正な取扱いを確保することで区民等の権利利益の保護、そして、信頼される区政を実現することです。

一方、個人情報保護法の目的は、個人の権利利益の保護を個人情報の適正かつ効果的な活用に配慮しつつ行うものにされてしまいました。

自治体が保有する個人情報というのは、多岐にわたる膨大な量です。

それは、公権力を行使して取得し、申請・届出に伴い提出されたものです。

企業が保有する顧客情報とは比べものになりません。

これを企業が利活用できるようにするために外部提供していくことが、果たして行政の仕事と言えるでしょうか。

自治体の条例を改定法に基づくものに整備するに当たって、国は「条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを制限することは許容されない」、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは許容されない」、こう強い言葉で述べています。

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドラインは、「本事務対応ガイドの中で、「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある」とまで明記するに至りました。

これは明らかに地方自治への侵害であり、脅しというほかありません。

区長の見解を求めるものです。

重大なのは、こうした地方自治への侵害は、同時に個人情報保護策の後退につながることで

す。

例えばオンライン結合と審議会への諮問について、区の現行条例はこう述べています。

「実施機関は、個人情報を処理するため、区のコンピュータと区以外の者のコンピュータとの通信回線その他の方法による結合をしてはならない」原則禁止をしています。

そして、その上で、「ただし、あらかじめ審議会の意見を聞いて区民福祉の向上のために必要であり、かつ区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、この限りではない」と規定し、個人情報を重層的に保護する仕組みを設けています。

それに対して国の主張というのは、安全性の確保については、国の個人情報保護委員会の言っていることに従っていけばいいということであって、区独自の判断基準を設けるなどというものです。

これは自治権への侵害であるとともに、個人情報保護の仕組みを大きく後退させるものになるのは明らかではないでしょうか。

日本弁護士連合会、日弁連は次のように指摘しています。

国の「個人情報保護委員会は、改正法の解釈として、オンライン結合を制限することは許容されないとするが、これはオンライン化における安全性の確保という課題を軽視するものである。

オンライン化における安全性の確保はデジタル社会を成立させるための基盤であり、原則禁止はそのような基盤に資する制度である。

地方公共団体がオンライン結合について規制を設けることを全面的に禁止することは、これまでの地方公共団体の実績を否定し、デジタル社会におけるリスクを増大させ、個人情報保護の後退をもたらすものである。」

日弁連のこうした指摘に依拠して、千代田区の現行条例の規定のようにオンライン結合を制限する規定と、その制限解除には審議会へ諮問する規定を施行条例に設けていいのでは

ありませんか。

また、個人情報保護制度の大幅な改定に際し、少なくない自治体ではパブリックコメントを実施し、個人情報保護審議会においても、施行条例に盛り込む規定などについて議論、検討がなされたようであります。

千代田区では、今回の改定に際して区民参加をどう保障したのでしょうか。

また、区の個人情報保護審議会では、どんな検討、議論がなされたのでしょうか。

以上の問題についての答弁を求め、質問を終わります。

議長／区長。

区長／木村議員の新型コロナ第8波対策に関する御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症患者が日本で発生してから今日に至る約3年にわたり、様々な感染拡大防止策や感染者対応など、東京都や地域医療機関等と連携し、保健所を中心に行ってきました。

今年4月に、感染拡大時に逼迫する保健所業務の応援体制として、BCPの観点も踏まえ、感染者発生数などに応じ6段階でフェーズを定め、全庁から必要とする職員数を段階的に確保する体制を整備いたしました。

また、発生届出をされた全ての方に適切な情報を案内し、重症化リスクのある患者には速やかな対応を行い、入院が必要な患者のために区内の医療機関に病床を確保するなど、迅速で適切な医療を提供する体制を整えてきました。

さらに、9月に導入したクラウドサービスによる患者管理システムを活用しまして患者情報のデジタル化と一元化を図り、確実な患者支援、速やかな問合せ対応、迅速な統計処理を行っております。

このように、人材確保、医療体制の整備、ICTの活用により保健所体制の強化を図っており、今後も遅滞なく、適切に患者支援を行ってまいります。

第8波においてはツインデミックが生じることを十分に想定し、家庭における準備やワクチン接種、有症状時の流れなどについて周知を図っています。

区は、これまで以上の感染拡大が起こることを想定しまして区民の命と健康を守るため、より一層の体制強化に努め、万全の感染症対策を講じてまいります。

なお、詳細及びその他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／木村議員の物価高騰に伴う低所得世帯への支援に関する御質問にお答えいたします。

このたびの物価高騰が、区民、とりわけ低所得世帯など社会的弱者の日常生活に深刻な影

響を及ぼしていることは認識をしております。

本区では、これまでにコロナ禍における物価高騰等により困窮する住民税非課税世帯に対して臨時特別給付金を支給するとともに、新たな支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を10月から開始したところでございます。

議員御提案の住民税非課税世帯以外の対象者の拡大につきましては、支援金を受給できない他の世帯との均衡を考慮することが肝要であります。

区としては、様々な家庭の事情に応じた必要な支援を行うという観点から、物価高騰に直面する子育て世帯に対して、子育てや教育に係る経済的負担の軽減を目的とする区独自の特別支援給付金を補正予算案として今定例会に上程いたしました。

今後も国や東京都の動向を注視しながら、物価高騰の影響を受ける区民の生活支援に努めてまいります。

次に、新型コロナ第8波対策の御質問のうち、介護福祉施設の職員へのPCR検査や施設の体制強化についてお答えいたします。

初めに、PCR検査についてですが、現在、介護福祉施設の職員を対象に、自分が感染させるかもしれないという介護従事者の不安感を解消することで介護職員の離職を防ぐため、令和2年度から定期的にPCR検査を実施しております。

区としては、引き続き安定的な施設運営を図るため、このPCR検査を実施してまいります。

また、区では、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、区内の介護事業所に対する各種の助成事業として、介護施設運営助成、介護保険施設等人材確保定着育成支援等の区独自の事業を実施してきました。

こうした中、令和3年度までの2年間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従事する職員の確保や感染予防に要する経費負担等、施設運営に影響を受ける介護事業所に対して、区民にとって必要な介護サービスを確保するための介護事業所運営助成を行うことで事業継続を支援してきました。

議員御提案の施設の体制強化への支援につきましては、こうした区の支援施策の効果を検証した上で、今後の感染状況に伴う介護事業所への影響を見極めながら、適宜検討してまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／木村議員の新型コロナ第8波対策に対する御質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

最初に、発熱外来の医療体制強化に向けた支援についてお答えします。

第8波への対応としては、議員御指摘のとおりワクチンの速やかな接種が重要でございます。

そこで、新型コロナワクチンについては、予約枠の大幅な増加や17時以降の夜間帯での接種、さらにインフルエンザワクチンとの同時接種も行い、可能な限り希望者が年内までにワクチン接種が終わるよう、体制を整えました。

また、発熱外来などの医療機関への財政支援としましては、重要な社会インフラと医療機関を位置づけ、令和2年度及び令和3年度において、地域医療を担う医師会、歯科医師会、薬剤師会や災害拠点病院等に対して、安定的な医療の提供を継続していただくために、国や都に先駆け、財政的な支援策を講じてまいりました。

これにより、一定の効果があつたと考えております。

現在、千代田区においては、100施設以上の医療機関により発熱外来を担っていただいております。他区と比較すると充実している状況です。

東京都においても発熱外来等の整備を行っており、都立病院における発熱外来の強化や小児科における発熱診療体制の強化と臨時オンライン発熱診療センターの設置等により、1日最大12.7万人の診療体制を確保しています。

今後としましても、区内医師会や医療機関によるオンライン診療などのバックアップ体制を生かしつつ、適切な医療とつなぐための発熱外来の医療体制の強化に努めてまいります。次に、重症化リスクの低い区民への対応策についてお答えします。

9月26日より、発生届の対象が、65歳以上の方、入院を要する方などに限定化されました。

重症化リスクの低い発生届の対象にならない方についても、東京都陽性者登録センターに登録いただくことにより、今までどおり健康観察や食料品、パルスオキシメーターの配送、宿泊療養などの支援が受けられます。

体調不良や療養中の困りごとは、うちさば東京に相談できる体制が整えられています。

東京都陽性者登録センターに登録しなくても、うちさば東京の利用は可能であり、重症化の兆候が見られた際などの緊急時対応については、区が支援しています。

PCR等検査キットについては、9月からインターネット等にて購入可能となったほか、都が無料にて配付しており、対応できていると考えております。

引き続き検査キットの入手方法や陽性となった際の相談窓口、宿泊療養申込窓口や療養機関等について丁寧に周知してまいります。

今後も、区内医師会や医療機関など関係機関と緊密に連携し、区民の命と健康を守るために全力で取り組んでまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／木村議員の御質問にお答えいたします。

まず、いわゆるインボイス制度に関する御質問でございます。

本制度は、複数税率制度化における消費税額につきましてミスや不正を防ぎ、正しく算定

することを目的とした法制度でございます。

そして、急激な影響を抑えるため、特に免税事業者等に関しましては、6年間にわたる段階的な経過措置が適用されるなど、一定の準備期間が設けられてまいったことは御案内のとおりでございます。

また、国税庁におきましては、様々な手段を通じて積極的に周知を図り、相談に応じているところでございます。

本区といたしましても、広報千代田6月20日号で、国税庁、税務署主催の制度説明会等を御紹介する記事を掲載し、周知に努めているところでございます。

一方、税制につきましては、社会経済状況の変化等を踏まえ、毎年度、その時々課題を中心に御議論、御審議がなされた後、立法手続が取られております。

また、現在、本制度につきましては、政府において、さらに検討がなされているとの報道も出されているところでございます。

したがいまして、今後とも、国政の場におきまして十分に議論がなされるべきものと認識をしております、本区においてその影響等を調査する考えはございません。

なお、制度導入後におきましても、学校や保育園等、給食の食材納入業者に対しまして、インボイス適格請求書を求めることは考えておりません。

また、シルバー人材センターの業務委託に関する対応につきましては、センターに影響が及ばないように、今後、庁内議論を進めてまいります。

次に、小規模事業者に対する固定費補助についての御質問でございます。

ウィズコロナ、ポストコロナ、あるいは物価高騰等の経営環境の変化や困難、脅威に対して柔軟に適応することが、企業の持続的な成長には大変重要でございます。

御提案の固定費補助という手段よりも、専門家による経営相談を実施しながら解決のための改革を支援することが肝要であると考えております。

したがいまして、今後とも商工観光課の経営相談窓口におきまして、中小企業事業者、小規模事業者の皆様方の御相談に寄り添いながら、企業課題を経営者と共有し、個別の状況を踏まえた対応を図ってまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／木村議員のデジタル改革に関する御質問のうち、個人情報保護条例の廃止についてお答えいたします。

初めに、個人情報保護法の改正に伴う国の指針等は自治体の侵害ではないかとの御質問についてでございます。

今回の法改正は、情報化が進展する一方で、全国の自治体の個人情報を取り扱うルールが異なるという課題を解決するため、個人情報の保護とデータの利活用の適正なバランスを図るため、また、個人情報保護に関する国際的な制度との調和を図るため、国により個人

情報保護制度のルールを一本化することとなったものでございます。

これにつきましては、国が本来果たすべき役割として地方自治法に規定された、全国的に統一して定められることが望ましい国民の諸活動、もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務に該当するものであり、御指摘のような自治の侵害等には該当しないものと認識しております。

次に、オンライン結合を制限する規定とその制限解除について、審議会へ諮問できる規定を施行条例に設けてもよいのではないかとの御質問についてですが、国の指針により、条例には規定できないものとなっております。

最後に、パブリックコメントを実施する自治体がある中で、本区では区民参加をどう保障したのか、また、個人情報保護法審議会ではどんな議論が交わされたのかとの御質問についてですが、自治体ごとに住民参画のルールが異なる中で、今回の条例制定及び廃止につきましては、千代田区意見公募手続要綱において、意見公募の対象外事項として定めた実施機関に裁量の余地が小さいと認められる場合に該当するため、本区においてはパブリックコメントの対象外となっております。

また、本区の個人情報保護条例におきましては、条例の改廃等を個人情報保護審議会の諮問事項と定めていないことから、これまでの条例改正に係る諮問は行っておりませんが、法改正に伴う情報や区の対応状況等につきましては、都度、審議会に報告事項として情報提供を行っております。

いずれにいたしましても、区民の皆様の個人情報保護につきましては、個人情報保護法の改正後も、これまで同様、区としてしっかりと対応してまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

議長／デジタル戦略担当部長。

デジタル戦略担当部長／木村議員の御質問のうち、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてお答えします。

本年10月20日時点における千代田区の国民健康保険加入者のうち、マイナンバーカード利用者数は1853名です。

マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、一体化はこの点を変更するものではなく、違法なものではないと認識しております。

一体化後の健康保険証の運用につきましては、国から詳細が示されておませんが、DX戦略も踏まえ、制度の趣旨に従って適切な運用に努めます。

国では、デジタル庁、総務省を中心に、全ての人がマイナンバーカードを用いるように努めており、区も引き続き普及促進に努めてまいります。

議長／12番木村正明議員。

木村議員／再質問いたします。

まず、マイナ保険証についてであります。

適切な運用と言われたけれども、どういうことなのか分かりやすく。

選択できるというコンセプトが千代田区にはあるわけですので、当然、現状のとおり紙の保険証も使えるようにするということなのかどうか、明確にお答えいただきたいと思えます。

それから、物価高騰の問題で、幾つか伺います。

低所得世帯、保健福祉部のほうで介護施設事業所とか福祉施設に対していろいろ支援を行っているというのは重々承知しています。

ぜひ引き続き支援を強めていただければと思うんです。

その上で、10月の消費者物価指数ですか、前年同月比と比べて3.6%上昇したと。

これは40年8か月ぶりの上昇だといいますけれども、大体年間で試算すると、2人以上の平均世帯で13万円の負担増になると。

そのうち5.9万円は食料品の値上げに伴うものだと言われています。

ですから、所得の低い世帯ほど大変な高騰になっているわけですね。

我が党区議団が提案したように、均等割のみ課税世帯に支援するのも一つの方法だろうと。3500万円でできるわけですよ。

区の考え方は分かるけれども、1100億貯金を持っていて、何で3500万円出せないのかと。

数万円違うことで国の給付金がもらえない世帯ですよ、収入が多いことで、数万円。

この世帯へ区独自に支援してもいいんじゃないかと。

再検討を求めたいと思います。

それから、小規模事業者への支援であります。

今回の物価高騰、あるいはコロナ禍に対して、柔軟に対応という答弁でした、今回も。

今回のコロナ禍や物価高騰というのは、自然現象ではないんですよ。

今回の物価高騰でも、コロナというのは地球環境の問題も大きく影響していますし。

物価高騰は円安でしょ。

異次元の金融緩和が大きな要因になっているわけです。

政治によってもたらされた物価高騰だったら、政治が何らかの対応策を取る、これは当たり前じゃありませんか。

たしか京都市でしたか、中小事業者、個人事業者、全員対象に給付金を決めたと、物価高騰対策として出したと。

減収を要件にしていないんです。

引き続き頑張って事業を続けるという事業者を対象に支援金を給付すると。

自治体というのはこうあるべきじゃないかと私は思うわけです。

頑張れ、頑張れだけじゃなくて。

給付をするから頑張ってもらいたいと、一緒に頑張りたいと、やっぱりこういう対応を自治体はすべきじゃないかというふうに思いますので、改めて中小事業者、それから個人事業主への固定費等の補助を改めて求めたいと思います。

以上です。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／木村議員の再質問にお答えいたします。

もう少し低所得世帯向けに区独自時の支援をするべきではないかというような御指摘かと思えます。

先ほど御答弁申し上げましたように、今回の物価高騰のしわ寄せが低所得世帯、とりわけ社会的弱者にのしかかっていることは十分認識しております。

その上で、今回の物価高騰対策はもとよりですけれども、区が行う、これまでのその他様々な施策につきましても、区はかかる経費の多寡だけでは判断しておりません。

仮に大きな金額がかかるとしても、その取組が区として必要な施策だと判断すれば、予算を計上し、議会の承認を得られるように努めているところでございます。

したがって、今回もそうした考え方の下、このたびの物価高騰対策の支援につきましては、こういった考え方で進めたいと考えております。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／木村議員の再質問にお答え申し上げます。

区政といたしましては、日々、中小企業診断士による無料の相談窓口を設置いたしまして、様々な御相談に応じるという支援をさせていただいているところでございます。

今後とも、事業者の皆様へ寄り添いながら丁寧に対応し、区内の中小事業者の皆様方を引き続き支援してまいります。

議長／デジタル戦略担当部長。

デジタル戦略担当部長／木村議員のマイナンバーカードと保険証の一体化についての再質問についてお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、国のほうからこの一体化後の運用につきまして詳細な説明等がまだ示されていない状況でございます。

したがって、現時点で現状と同じ対応ができるかどうかという問いにはお答えいたしかねるところであります。

こちら先ほど申し上げましたとおり、詳細が示された後、DX戦略も踏まえて、制度の趣旨に従った適切な運用をしていきたいというふうに考えてございます。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

こちら先ほど申しましたように、DX戦略も踏まえて、制度の趣旨に従った、適切な運用をしていきたいと考えております。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

公明党議員団を代表して、20番大串ひろやす議員。

大串議員／令和4年第4回定例会に当たり、公明党議員団を代表して質問を行います。

質問は、大きくは2点であります。

1点はSDGs未来都市ちよだを目指して、SDGsの重要性を確認し、SDGsを区の政策全般に反映していくことを提案いたします。

2点目は、現在策定中の教育大綱、また教育ビジョンについてその理念と目標を問い、子供施策及び教育のさらなる充実につなげていくことにあります。

最初は、SDGs未来都市ちよだを目指しての質問です。

まず、SDGsの意義について確認しておきたいと思っております。

皆さんも御存じのとおり、SDGs、SUSTAINBLE DEVELOPMENT GOALSは持続可能な開発目標と訳され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものであります。

特に持続可能性、すなわち地球の限界を超えない範囲でということが重要となっております。そして、そのことを実現するために、2030年を目標年として、17の目標と169のターゲットを定めたものであります。

これはエコロジカルフットプリントと言われ、人間の活動が地球環境にかけている負荷の

大きさを表すものです。

単位は、地球を何個分消費していると表現されます。

例えば、人類が使った資源を再生産し、また、廃棄物を浄化するなどするための総量を面積に換算したものとなります。

つまり、地球環境にかけた負荷を元に戻すのに必要な総量を地球の面積にして表したものであるということになるでしょう。

負荷をかける要因としては、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出や森林の伐採などによる資源の利用、魚を過剰に捕獲するなどであるとしています。

このエコロジカルフットプリントと対極の概念にバイオキャパシティーがあります。

バイオキャパシティーとは、図でいうと真ん中の赤い線ですが、生物生産力とも呼ばれており、自然が光合成によって提供してくれる生態系サービスとされます。

つまり、地球自らの環境再生力と言ってもいいものです。

図からも分かる通り、人間の社会・経済活動による消費や環境負荷が地球一個分を超えたのは1970年であり、この50年間におけるバイオキャパシティーは27%増加したけれども、エコロジカルフットプリントは50年間で190%増加しており、差引き地球1.69個分の持続不能な人類社会となっています。

既に地球の限界を超えている状態が50年以上も続いているということになります。

ちなみに、国別のエコロジカルフットプリントも公表されており、日本は地球2.9個分消費しているとされ、世界で5番目に多く地球に負荷をかけているとされます。

私たち人類は、地球1.69個分もの大量の資源を消費しながら一体何を得たのでしょうか。

逆に、環境、経済、社会に危機的状況を自らつくり出してしまったのではないのでしょうか。

例えば、環境面からは地球の温暖化しかり、生物多様性の喪失しかり、また、新たな感染症もそうでしょう。

社会・経済面からは、貧困や格差の拡大、飢餓の拡大もそうでしょう。

飢餓によって世界では、2018年現在ですが、年間1500万人以上が亡くなっており、そのうち70%が子供たちであると言われています。

環境面、経済面、社会面の各事象が相互に影響し合い、複合的な危機を招いているとも言えます。

このような現状に対して、2015年、国連において150か国以上の加盟国首脳が参加して、全会一致にてSDGs持続可能な開発目標を採択しました。

この採択に至る淵源は、あの1992年のリオサミットにおいて、当時12歳でしたが、日系4世のカナダ人、セヴァン・スズキさんの意見発表にあります。

集まった世界の指導者を前に「どうやって直すか分からないものを、壊し続けるのはもうやめてください」と、地球環境の保全を訴えたのです。

SDGsは、言わば世界が全会一致を持って彼女の訴えを守ることを約束した証とも言え

るのではないのでしょうか。

日本は、採択された2015年以降、国として積極的にSDGs実現のために取り組んできました。

SDGs推進本部の設置、SDGs実施指針の策定、ジャパンSDGsアワードの創設、自治体にその取組を促すSDGs未来都市の選定などであります。

企業も同様であります。

SDGs Compassという行動指針を定め、地球一個分の経済・社会の実現へ、企業の変革を目指しています。

今までの物やサービスが売ればよいという利益に特化した考え方だけではなく、原料の調達から生産、流通、消費、廃棄に至るまでSDGsの観点を導入しようとするものです。

言わば企業経営の在り方そのものを変革しようとするものです。

先日、地球のサステイナブルをテーマとした朝日教育会議の内容が新聞に掲載されました。

パネラーとして参加された花王の澤田会長の言葉が印象的でした。

「企業価値はこれまでは売上利益などの財務がメインでしたがこれからは違う。

環境とか社会とか、私は「未来の財務」と呼びますがそれを合わせて企業価値と捉えるべきでしょう」と。

国のSDGs推進円卓会議メンバーの稲葉雅紀氏、また、広報外交担当日本政府代表の南博氏は、書籍「SDGs危機の時代の羅針盤」の中でこう述べています。

「もはや他の選択肢はない。

やめることも、後戻りすることもできない。

SDGsという羅針盤を手に、地球一個分の人類社会の実現、将来世代の可能性を摘まない社会、経済、環境の実現を目指して足取りを加速化させていくよりほかには将来世代はおろか、数年後を生きる現役世代の未来もおぼつかないのである」と。

そのとおりであります。

自治体も例外ではありません。

危機の時代の羅針盤ともいえるSDGsをぜひとも区政全般に反映すべきであります。

少し長くなりましたが、大事なことでありますので、SDGsの意義について述べさせていただきます。

そこで、区としてSDGsの意義についてどう認識されているのかお伺いいたします。

また、区の政策全般にSDGsを反映することを提案いたします。

御所見をお伺いいたします。

次に、SDGsを区政に反映するための具体策についてであります。

国は、自治体にSDGsの取組を促すSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を行っています。

2018年度からスタートし、2024年度までにSDGs未来都市として210都市の

選定を目指すかとされています。

今年度、新たに30都市が選定され、累計154都市となりました。

23区では、これまで豊島区、墨田区、江戸川区が選定されており、今年は板橋区、足立区が選定されました。

いずれも、持続可能なまちづくりとして地域の特性を生かした提案を行っております。

例えば、豊島区では「消滅可能都市からの脱却～持続して発展できる「国際アートカルチャー都市」への挑戦～」をテーマとしました。

板橋区では「絵本がつなぐ『モノづくり』と『文化』のまちの実現～子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市～」、江戸川区は「海拔ゼロメートルのまち江戸川区が目指す『SDGS＝共生社会』先進都市～」などです。

今年度選定の総評では、「SDGsの理念を踏まえ持続可能なまちづくりを行っているか否か、地域の実力が改めて問われる時代を迎えている。

『SDGS未来都市』の先進的な取組の波及が日本全国の地方創生の実現に寄与していくことを期待している」と述べています。

千代田区としても、このことに手を挙げることの意義は大変大きいものがあると思います。これまで経済成長を優先するあまり都市への過度の集中があり、その影響を最も受けた象徴が千代田区と言ってもいいでしょう。

であるがこそ、今度は千代田区からSDGsの目指す持続可能な「地球一個分の経済・社会」実現へ積極的に挑戦し、全国へその取組を発信すべきではないでしょうか。

その手段、方法が未来都市の選定であります。

全国に大きなインパクトを与えることは間違いありません。

もちろん、選定されることだけが目的ではありません。

挑戦し、取り組むことが大事であります。

例として述べましたように、持続可能なまちづくりへの取組が区民の暮らし向上へ確実につながるからであります。

千代田区には、他の自治体がうらやむほどの歴史と文化があります。

本の街、神保町もあります。

皇居を中心とする水と緑の環境もあります。

そして、これまで築いてきた子育てしやすいまちでもあります。

ほかにもあるでしょう。

千代田区らしい提案は十分可能であります。

そこで、SDGs未来都市選定に向けて、2030年を目指してのSDGs未来都市計画、また、自治体SDGsモデル事業を策定すること、そして、庁内推進体制を整備し、手を挙げることを提案いたします。

御所見をお伺いいたします。

次に、教育ビジョンの策定についてであります。

平成22年に千代田区共育マスタープランを策定し、子育てと教育の理念と目標を示しました。

そのことは、平成28年策定の現共育ビジョンにも引き継がれました。

まず理念ですが、共に育つ共育を掲げました。

「共育とは全ての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う『共育』の理念の下、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子供を育て、また、自らも育っていくこと」と定義し、さらにビジョンでは、「こうした共育の理念に基づく関係」の大切さについても述べています。

「保護者と子供が深い信頼で結ばれていることが不可欠です。

そのためには（中略）子供に自分の考えを押しつけるのではなく、子供の声をしっかりと聴き、常に『子供の最善の利益』を考えながら子供を育てていかねばならない」と。

つまり、共育には子供との関係性が大事であり、それは子供からの声、サインを大人はしっかりと受け止め、応えてあげるという受容的で応答的な関係であり、その関係性の中で子供は育つとしたのです。

この共育に基づく大人と子供との関係性を明確に示したことは、現ビジョンの大きな特徴でもあります。

今でこそ共育は当たり前となりましたが、平成22年当時、「教育とは共に育つ共育である」としたことは大変画期的でした。

子供と大人がある意味対等な立場に立ち、お互いの人格を尊重し合い認め合うという関係は、子供を主体とする新たな子供観でもあったからです。

次に目標ですが、マスタープランでは子供には人間としての尊厳と健やかに育つ権利があることを宣言し、その権利の実現を目指すとしました。

この目標についても、現共育ビジョンにそのまま引き継がれました。

ちなみに、国のほうはどうかといいますと、要約ではありますが、平成28年の児童福祉法を改正し、第1条の理念のところに「すべての児童は児童の権利に関する条約の精神にのっとり（中略）その心身の健やかな成長及び発達を等しく保障される権利を有する」と明確にしました。

理念の部分を改正したということは、子供の幸せのため大人社会の在り方をも見直し、国を挙げて子供中心の社会を築く決意の表れであったのではないのでしょうか。

歴史的な大改正となりました。

現「共育ビジョン」の理念と目標について確認させていただきました。

このことを踏まえて、現在策定中の新たな教育ビジョンについて、5点質問します。

1点目は、共育マスタープラン、また、現教育ビジョンに基づく子育て・教育行政は12年以上になるわけですが、示されました理念と目標が今日まで果たしてきた成果についてどう評価されているのか、また、残された課題とは何かお伺いします。

2点目は、区長が入る総合教育会議にて策定中の教育大綱についてです。

区長は、選挙公約の一つに「子育てしやすさ日本一に」を掲げられ、見事当選されました。子育てしやすさ日本一、私たちも大賛成であります。

大いにそのための道筋を大綱として示してもらいたいと思います。

そこで、新たな教育大綱の位置づけと内容の特徴について、区長にお伺いいたします。

3点目は、新たな教育ビジョンにおいて共育の教育の理念は引き継がれるのか、また、目標とした子供の尊厳、また、子供の健やかに育つ権利の実現は引き継がれるのか、そして、新たな教育ビジョンの特徴とは何か、こちらは教育長にお伺いしたいと思っております。

4点目は、保育・教育の質についてであります。

保育・教育の質については、大人と子供との関係性であり、このことは共育ビジョンにも書かれたことは述べました。

若干重なりますがもう少し述べますと、保育・教育の質というとき、規制と周囲との関わりの2種類があります。

施設の広さや職員の配置基準などが規制の質に当たります。

子供と周りの職員や保護者との関わり、関係性がもう一つの質であります。

どう関わるのか、また、関係性はということなのか、新潟大学准教授の世取山洋介氏が述べていますが、「子供の主体性を尊重し、子供がその欲求を満たしてもらえる大人との受容的で応答的な人間関係を保障し、そのような関係を通して成長発達できること」であります。

そこで、新たな教育ビジョンにおいて、この保育・教育の質についてはどのように記述されるのか。

また、ビジョンの内容ではありませんが、何回か取り上げてはいますが、この就学前プログラム、これは非常に子供との関わり方、年齢、それから四半期ごとに取組のその活動例とかも丁寧に書いてあって、ただ、どちらかという、保育士さんと、それから幼稚園教諭向けに書かれておりますので、保護者とか一般の人が読むにはやや専門的過ぎます。

そこで、これの改定を現在やっている最中ですということですが、その際、保護者版もぜひ作成してもらってはどうかということでもあります。

例えば、題名を「なるほどちよだのほいく・きょういく」など、工夫して作成することを提案いたします。

あわせて御答弁ください。

5点目に、障害のある子供に対する教育支援についてです。

この7月に、文科省は通常学級に在籍しながら一部の授業を別室で学ぶ通級指導の調査結果を発表しました。

令和2年における全国の小中高生のうち、通級指導を受けている児童・生徒は過去最高の16万4693人になったとのことでした。

文科省は「発達障害と診断される子供が増えていることや、通級指導の存在が知られるようになったことが背景にある」としています。

発達障害の子供が増えていることは、千代田区でも同様であります。

今年度、通級による指導、いわゆる特別支援教室ですが、小学生で179人、中学生、中等教育学校生は42人で、合わせて221人と過去最高となりました。

また、通級指導学級は19人であります。

さくらキッズの登録者数が令和3年度426人であることからすると、発達障害のある児童・生徒数はもっと多いと思います。

通級による指導とは大きくは2つあり、一つは「知的発達に遅れがなく発達障害等の障害がある児童・生徒のうち、通常の学級においておおむね学習することができ、一部障害に応じた特別な指導を行う」特別支援教室があります。

情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥、多動性障害などの障害を持つ児童・生徒を対象とし、全ての小学校・中学・中等教育学校にあり、担当の教員が巡回して指導を行うものです。

もう一つは、言語障害の児童を対象とした通級指導学級が千代田小学校にあります。

そして、これら通級による指導を補完すべく障害のある子供へ適切な支援ができるよう心理学・医学等の専門家による巡回アドバイザーの派遣、また、通級による指導や在籍学級における指導・支援するための講師や特別支援教育専門員などの配置などを行っております。

そして、一人一人の障害の状況に応じたケアプランの作成、通称「はばたきプラン」の作成があります。

ちなみに、このはばたきプランは区独自の事業であり、令和元年度から開始され、利用申請者数は令和3年度で127名、利用述べ人数は584人となっています。

大事な事業であります。

そこで、障害のある児童・生徒へのこれらの事業を評価した上で、今日の発達障害の児童・生徒数の増加と一人一人の障害の状況が異なるゆえの難しさもある中、今後どのようにして適切な教育支援につなげていくのか、お伺いいたします。

乳幼児期の療育については、平成29年第4回定例会にて取り上げさせていただきました。昭和女子大学教授の石井正子氏の述べる、障害のある子供はその障害を補おうとする能力の発達が著しいということです。

だから障害があっても幸せに生きていけるということです。

また、そのことを多くの方に知ってもらいたいとの言葉を引用して、乳幼児期の療育の大切さと関わり方の大切さについて述べさせていただきました。

この関わり方は乳幼児期に限らず、小学生になっても、また中学生になっても、さらに18歳までも変わらないものと考えております。

石井氏の述べているような、障害があっても幸せに生きていけるような支援と関わり方が必要であります。

あわせて御所見をお伺いいたします。

以上、SDGs 未来都市ちよだを目指して、また、新たな教育ビジョンについて質問させていただきました。

区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待しまして、公明党議員団の代表質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／大串議員のSDGsに関する御質問にお答えいたします。

SDGsは、議員御案内のとおり、持続可能で多様性と包摂性のある社会をつくることを目指した国際的な目標であり、人の営みが地球の持続可能性を超えない、そうした社会への転換を促すものであると認識しております。

今日の地球には様々な問題が山積みとなっており、しかも複雑に絡み合っています。

SDGsは複数の問題に関連する目標を示しておりますが、住民の福祉の増進を目指す基礎的自治体の行政運営にも、多くの点で共通するものがあると認識しております。

例えば、本区が推し進める地球温暖化対策は、地域特性に応じた創意工夫により、温室効果ガスの排出量削減だけでなく、産業振興、防災面の向上、健康増進など、区域の抱える様々な課題の解決に資することが大きく期待できます。

また、未来の社会を担う世代の教育の充実は、貧困問題、平和の維持、環境改善など、将来のあらゆる分野の問題解決にもつながるものです。

自治体の取組の多くはSDGsと同様、複数のゴールを持つものであり、本区の政策全般の目指す方向性についても多くがSDGsと軌を一にしております。

したがって、各種の政策推進に際しましては、議員御指摘のSDGsの意義も踏まえながら展開してまいります。

なお、詳細及びその他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／子ども部長。

子ども部長／大串議員の教育ビジョンの策定に関する御質問にお答えいたします。

まず、現「共育ビジョン」の成果と課題についてでございますが、成果といたしましては、議員御指摘のとおり、共育マスタープラン策定当初は画期的であった「共育」という言葉とその理念が家庭・学校・園・地域等に浸透してきており、当たり前のように意識されるようになりました。

また、本区の子育て世帯を含む世帯数は、この10年間で約40%増加しており、これは保護者や教員、地域住民などが連携し、子供が安全に安心して過ごせる地域づくりを進めてきたことなど、共育の理念の下で0歳から18歳までを見通した次世代育成及び教育振

興施策を様々に推進してきたことによるものと認識しております。

残された課題といたしましては、昨今の都市化や核家族化による世帯構造の変化、地縁が希薄になるなどの地域社会の変化に伴い、子育ての不安や悩みの相談相手がいないことや、子供への心理的・身体的虐待、ヤングケアラーなど、子供を取り巻く深刻な状況への対応が挙げられます。

そのため、子供の健やかな成長を地域・社会全体でより一層、後押ししていくため、子供の最善の利益を第一に考え、誰一人取り残さず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「子どもの権利」を実現するためのさらなる取組が必要であると考えます。

次に、新たな教育大綱の位置づけと特徴についてですが、教育大綱とは、教育及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、区長が主催する総合教育会議において、教育委員と協議し、区長が策定するものとされています。

新たな教育大綱の特徴といたしましては、これまで以上に「子どもの権利擁護」に関する区の姿勢を強く示すとともに、共育の理念も継承してまいります。

また、子育てに関する多様なニーズへの対応や子供たちのこころのケアなど、子育てや学びのセーフティネットを充実させることで、子育てしやすき日本一のまちを築くとしています。

次に、新たな教育ビジョンの特徴と「共育」の理念等の引継ぎについてですが、ビジョンでは、新たな教育大綱に示すものについて、その取組の方向性を示すこととしており、特徴としては、大綱と同様のものとなります。

新たな教育ビジョンでは、教えを受けて自分自身で心を育てる、言わば本来の「教育」に記載を変更いたしますが、家庭と学校・園、地域が一体となって「子供たちを共に育て、また、自らも育っていく」という考え方はしっかりと継承してまいります。

また、「子どもの尊厳や健やかに育つ権利」の実現につきましても継承することとし、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、子供を中心に据えた施策の展開をお示ししてまいります。

次に、教育ビジョンにおける保育・教育の質の記述についてですが、議員御指摘の規制の面では、これまで待機児童ゼロを継続するための保育の量の確保に向けた取組から、就学前の保育・教育の向上や発達障害児の特別支援に資する環境づくり等に取り組むことを明記する予定です。

また、子供と周りの職員や保護者との関わりの面では、幼児期の保育・教育は主に家庭と園で行われることに鑑み、連続性をもって一人一人の育ちを促していくことを明記していく予定です。

このことは、現在、改定作業中の就学前プログラムにおいても詳細にお示しする予定であり、保育者や教育者と保護者との情報共有を図る観点から、この名称を工夫するとともに、より分かりやすい内容とイラストなどを多く活用した概要版を作成し、職員のみならず、

保護者にも配付する予定でございます。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／大串議員の障害のある子供に対する適切な教育支援についての御質問にお答えいたします。

まず、発達障害の児童・生徒が増える中での今後の充実についてですが、議員御指摘のとおり、区内の学校・園において障害に対する支援を利用している幼児・児童・生徒は増加しており、今後も必要な支援を不足なく受けることができるよう学校・園内の体制を整えていく必要があると認識しております。

特別支援教室やことばの教室、特別支援学級には、年度当初の対象となる児童・生徒数に応じ、都から正規教員が配置されますが、年度途中に人数増がある場合には、区の判断で独自に講師を各学校に2名から3名程度配置しております。

また、通常の学級に在籍する幼児・児童・生徒の中にも支援の必要な子供たちがおり、区独自の講師は、このような子供たちにも対応できる体制を整えています。

一方、学校・園では特別支援教育に関する委員会等を中心とし、教職員の専門性の向上、指導・支援の充実を図っております。

その成果として、通級による指導を終了し、通常の学級における支援のみに移行した子供が令和2年度には17名、令和3年度には31名と増加しており、このことは、通常の学級における支援が充実してきていることと捉えております。

今後も教職員の研修の充実はもとより、専門性のある講師、専門員を配置するなど、子供の増加、状態の多様化にも対応できるよう適切に対応してまいります。

次に、障害があっても幸せに生きていける教育支援についてですが、区では、障害等により支援が必要な子供及び保護者と共に教職員が教育支援シートを作成し、年度ごとに細かな指導・支援を行うことができるよう計画を立てております。

教育支援シートを作成するに当たっては、それぞれの子供や保護者の学校生活への期待や成長への願いに基づき、子供の得意なことや頑張っていることなどを共有しております。

この教育支援シートを活用することで、子供のよさを生かした支援を継続して行い、学校・家庭での支援が子供のよりよい行動の習慣化につながるよう、教職員向けの説明資料に明記するなどし、周知しているところです。

今後も、子供たちの多様なニーズに対応し、一人一人の特性、個々のよさを伸ばすため、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現してまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／大串議員のSDGsに関する御質問に、区長答弁を補足してお答えいたし

ます。

SDGsは、住民の福祉の増進を目指す自治体の行政運営に通じるものであると考えてございます。

このため、地方創生的手段としてのSDGs未来都市や自治体SDGsモデル事業等の取組にかかわらず、本区の主体的な取組を展開する中で、議員御指摘のSDGsの意義や区政との関連性を意識して積極的な取組を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、区民の暮らしの向上につなげるために、SDGsの目指す変革を千代田区から全国へ発することの意義やその波及効果に関する議員の御指摘につきましては、区としても共感するところがございますので、頂戴した御提案の趣旨も踏まえまして、今後の取組を進めてまいります。

議長／以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問に入ります。

通告順に質問をお願いします。

初めに、9番西岡めぐみ議員。

西岡議員／令和4年第4回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

まず、障害があり配慮を必要とするお子さんや、医療的ケアが必要なお子さんを育児なさる御家庭へのサポート体制について伺ってまいります。

スクリーン資料のとおり、近年の周産期医療の発展により、救われる命が増える一方、厚生労働省のデータによれば、胃瘻や呼吸器など医療的ケアが必要な子供の数は、2005年の約1万人から2019年にはおよそ2万人と2倍に増加しています。

厚生労働省が2020年に発表した「児童養護施設入所児童等調査」によれば、障害児の受入れは年々増加傾向にあり、児童養護施設に入所している子供のおよそ37%に何らかの障害があるとしています。

医療的ケア児は、常時、医療処置やケアが必要であり、ほとんどの場合、子供がNICUから退院後、家族が在宅で介護している状況です。

そこで、国も令和3年度に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を施行し、その第1条に、(中略)医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児のその家族

に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策など医療的ケア児支援センターの規制等を定め、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職の防止に資し、安心して子供を産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする等、明記しており、当人とその御家族の環境改善を図っています。

また、当法律に伴い、令和3年度に実施された東京都福祉保健局の医療的ケア児を育てる御家庭や障害福祉サービス事業所への実態調査によれば、「必要であるが、不足を感じているサービス」の中で最も高かった項目は「短期入所のショートステイサービス」という結果があり、医療的ケア児の介護は、長時間、目を離すことが難しく、安全で長期的な在宅介護のためには、主な介護者である御家族の負担軽減が必要不可欠です。

さらに都は、この法律に基づき、令和4年9月1日に東京都医療的ケア児支援センターを開設し、サポート体制の拡充を図っています。

医療的ケア児のレスパイト支援は、通所サービス、シッター等の訪問看護、ショートステイの主に3分類あり、特に医療的ケア児対応の療育、ショートステイ施設、レスパイト入院は病院等で一定期間お子さんを預かる制度ですが、小児領域のレスパイト入院は制度が整っていない現状です。

子育て支援施策としてのショートステイについて、区内にある千代田フレンズでのショートステイは2歳以上からの利用となり、また、0歳から利用が可能な子どもショートステイは新宿区の乳児院へ委託していますが、吸引や経管栄養といった医療処置は、医療従事者、あるいは家族以外の実施は行えないため、人工呼吸器を装着したケア児もいれば歩行可能なケア児もいて、配慮を必要とするお子さんは預けられないケースが多く見られます。一方、障害児を対象とした支援について、訪問看護による区の重症心身障害児等在宅レスパイト事業は、対象が18歳未満のお子さんで、費用も抑えて利用可能であり、今年度より回数ではなく時間算定にするなど充実化を目指していて、区の御努力も理解できます。

しかしながら、ショートステイは、先に述べたとおり宿泊を伴い一定期間ケア児を預けることのできる制度ですが、本区では保護者の負担感が大きいゼロ、2歳の障害児などの支援を必要とする乳幼児対象の施設がありません。

特に退院してから日が浅く、医療的ケアに不慣れな御家庭の疲労軽減を区がサポートしていただきたいと思います。

多くの事業者は主軸である訪問看護業務等で忙しく、レスパイトの依頼に対応できるリソースが不足している現状で、レスパイト利用は断らざるを得ないことも課題となっているようです。

レスパイトケアは、医療的処置が可能な看護スタッフが在籍する施設で一時的に医療的ケア児を預かってもらうため、こども医療受給者証や身体障害者手帳等による助成制度が活用可能ですし、利用したい場合は御家族が区へ相談し、他区の施設を御紹介している現状です。

制度や事業対象の狭間で置き去りにされる御家庭がなくなるよう、保健、福祉、医療、保育、教育、学校、労働等の各関係機関が連携を図り、一貫して切れ目のない支援をしていただきたいと思います。

レスパイトケアは、医療的ケア児だけでなく、その家族を社会で支える家族支援サービスの一環で、医療的ケア児の介護を行っている御家庭には、兄弟児が同居しているケースもあり、御家族の思いや兄弟児の心のケアのためにもレスパイトケアは必要な制度です。

また、乳幼児期以降は、ケア児の自立をサポートする目的で使用されることもあります。通園や通学など、家族から離れて過ごすための支援として、訪問看護では対応し切れない部分をレスパイトケアが担っています。

レスパイトケアを利用することで、介護者の心身の健康維持やケア児自身の生活の幅を広げることも可能となります。

こうした状況を踏まえ、本区でゼロ、2歳の障害児や医療的ケア児など、特に負担が大きい子育て世帯への支援の充実に向けた施策展開について、区の御見解をお伺いいたします。次に、子供の安全対策についてお伺いいたします。

静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園で、通園バスに園児が置き去りにされ、お亡くなりになった事件を受け、国は再発防止に向けて幼稚園や保育所、認定こども園、特別支援学校などで使用する全ての送迎バスおよそ4万4000台に対し、置き去り防止のための安全装置設置を令和5年4月から義務づけます。

送迎バスでは初となる安全管理マニュアルも作成し、安全管理は園長の責務と明記され、同時に降車時の点呼等による園児らの所在確認が義務づけられます。

当該財政支援について、関連経費およそ234億円を盛り込んだ令和4年度第2次補正予算案を閣議決定し、製品の補助対象は検討中ですが、義務化までの時間的猶予がなく、現場が混乱しないよう、区内の子供の命を預かる区として、どのような対応になるのでしょうか。

送迎バスに設置される安全装置については、上限20万円で費用の9割を補助する方向で調整中ですが、車内に取り残された園児をカメラで感知するセンサー形式や、車内後部に取りつけて職員に座席状況の点検を促すボタンが押されなかった場合に警報音を鳴らすようなブザー形式など、多様で価格差も生じますが、国の補助対象としている装置はブザー形式を想定しているとみられ、国土交通省は製品の仕様を定めるガイドラインについて、年内の策定を目指しています。

そのための財政支援は、標準的な装置に限り園側の負担を実質的にゼロにすることとしています。

一方、小中学校と放課後児童クラブは、幼児と比べて置き去りになる可能性は低いとして、安全装置の設置は義務づけられないものの、およそ1万1000台について設置費用として1台当たり10万円程度補助する方針を明らかにしています。

園等に対し、設置に当たって1年間の猶予期間が与えられますが、担当大臣は、夏の酷暑

に入る前の来年6月末までの装置設置を現場に働きかけるよう指示しています。

現在、千代田区内では園児の遠足や、認可外、私立学童等、送迎バスを活用している施設がどの程度あり、国の設置補助対象から外れた場合の区の支援はどのようなものになるのか、施設職員等が点呼を徹底するなど、改めてマニュアルの見直しをすべきと考えますが、区として今回の義務づけへの見解をお伺いいたします。

ほかに、園児が園を欠席をする場合について、保護者に園への連絡を徹底するよう促すとともに、園へ一報なく欠席している場合の園側の対応も改めて見直していただきたいと思えます。

さらに以前、園での散歩中に公園へ置き去りにされるケースが都内で多発している事態を受け、区の対応について質問いたしました。その後どのようにマニュアルが見直されたのか、ICTの活用や防犯カメラの増設など、園への不審者等への対応も含め、今後、区として再発防止策をどのように整えていくのか、御見解をお伺いいたします。

最後に、本区での学校指定用品の購入方法等についてお伺いいたします。

指定店におかれましては、日頃、本区の児童・生徒のために、善意で学校指定用品を取り扱っていただいております。感謝と敬意を表したいと存じます。

各学校で定める指定用品店につきましては、学校側から教育委員会等への報告義務はないものの、学校から指定店が遠方の場合、特に低学年の児童、また保護者にとって購入時の利便性と店舗へ往復する際の安全面から、指定店と学校が連携、協力して何らかの工夫が必要と思われまます。

対応策として、低学年である1、2年生のみ注文票で受け付けるなど、学校がまとめ、指定店へ依頼すること、または指定店が学校まで定期的に出張販売をしていただくような調整も必要です。

中期策としては、出張所の一角で販売が可能な検討をしていただくことや、将来的には指定店と連携し、配付されている児童用タブレットから保護者管理の下、ネット購入ができるようにするなど、低学年の児童や保護者負担にならないよう、体制整備をしていただきたいと思えます。

交通面での安全対策として、例えば指定店付近にはゾーン30のような路面標示や子供の通行を示す警戒標識を設置するなど、警察にも指定店の場所の共有をしていただくことで事故の未然防止につながるのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、区の御見解はいかがでしょうか。

区長、教育長をはじめ、関係理事者の答弁を求めます。

ありがとうございました。

議長／子ども部長。

子ども部長／西岡議員の配慮を必要とする家庭へのサポート体制についての御質問にお答

えいたします。

在宅において障害児や医療的ケア児を育てる家庭の負担は大きく、支援が必要であることは議員御指摘のとおりです。

本区では、児童福祉法に基づく通所支援サービス等のほか、重度・重症心身障害児や医療的ケア児等を育てる家庭に対しては、訪問看護事業者を活用し、医療的ケアを含む介助や見守りを行い、保護者の心身の負担軽減を図るサービスを実施しております。

本事業につきましては、年間96時間までは無料とし、それを超える分の利用料金についても2時間につき180円とするなど軽減を図っており、利用の実績は、令和元年度の76.5時間から昨年度は352.5時間へと4倍以上に増加しています。

こうした実情を踏まえ、今後、通所型や訪問型による支援に加え、議員御指摘の施設を活用したショートステイについても実施できるよう、医療機関との協議を行ってまいります。また、今年度、本区では、子ども発達センター「さくらキッズ」に、支援の調整役を担う医療的ケア児支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携した支援に取り組んでいます。

今後、医療的ケア児に関わる関係機関の情報共有・連携のより一層の促進や、相談体制や支援策等について検討するため、外部有識者や医療機関、療育等の支援機関、教育機関等を構成員とする協議会を年度内に設置し、医療的ケア児に対する切れ目のない支援体制の整備に取り組んでまいります。

次に、子供の安全対策についての御質問のうち、まず、送迎バスでの子供の置き去り防止対策についてお答えいたします。

送迎バスの車内置き去り防止装置の義務化に伴い、現在、区が保育園等の遠足などに活用しておりますバスの運行委託につきましては、契約内容に安全装置の設置を条件とする予定です。

また、区が助成を行っている保育所等につきまして送迎の調査を緊急に実施した結果、送迎バスを利用している園はございませんでしたが、一部において、ワンボックスタイプの車で送迎を実施している事例がございました。

その園は、安全管理はしやすいという判断でしたが、万が一を考え、このようなケースも安全装置の設置補助の対象となるように国へ進言し、対象とならない場合には、区独自の補助も検討いたします。

さらに、義務化されていない小中学校や放課後児童クラブにおいては、バス等を利用する際に乗降時の点呼の徹底やマニュアルの見直しなどの注意喚起を行ってまいります。

次に、園児の散歩中の公園置き去りや侵入者への対策についてですが、安全マニュアルにつきましては、各園内で安全対策について話し合いを行い、現場や時代に即したものとなっているか常に点検し、見直し、改善を図っております。

また、園児が遅参や欠席をされる際に、保護者から園へ御連絡をいただけるよう改めてお願いするとともに、御連絡がない際は、園のほうから保護者への確認を徹底するようにマ

ニュアル化を進めております。

さらに、来年度はICTを活用した顔認証による登園管理など、新たに利便性と安全管理の向上を目的とした機器を導入する予定です。

区立保育園等の防犯カメラなどの設備につきましては、施設改修の際などに機器の更新や必要に応じて増設を行います。

今後も事件や事故を未然に防ぐため、危機管理に関する情報や対策、周辺区や他自治体における最新の取組などの情報収集に積極的に努め、さらなる子供の安全対策を図ってまいります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／西岡議員の学校指定用品の購入に関する御質問にお答えします。

区立学校における指定用品の購入先については、議員御指摘のとおり、基本的には各学校の判断により、地域にある事業者、店舗等と学校が提携し、それを保護者に御案内しているのが実態です。

しかし、そういった学校近辺にあった取扱い店舗がなくなり後継店を探した結果、学校から少し離れた場所になるケースもあります。

御提案いただきました学校における注文票の取りまとめ、定期的な出張販売、出張所の一角での販売、インターネットなどを介した購入等について、教育委員会と各学校とでどの方法が実現可能か検討してまいります。

また、「ゾーン30」などの交通安全対策については、交通管理者・道路管理者と協議・調整が必要なことから、検討課題の一つとして捉えさせていただきます。

いずれにいたしましても、子供たちや保護者にとって安全で利便性の高い方策を、学校と提携している事業者や店舗とのこれまでの関係性等実情を考慮しつつ、よりよい体制が整備できるよう学校と協議してまいります。

議長／次に、19番米田かずや議員。

米田議員／令和4年第4回区議会定例会において、公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

まず初めに、子宮頸がん対策について確認させていただきます。

本年の4月から子宮頸がんワクチン接種についての積極的勧奨が再開されることになりました。

勧奨が控えられていたこれまでの9年間に接種を逃した方への接種、いわゆるキャッチアップ接種も始まりました。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を原因とするがんであります。

約100種類あるHPVのうち、発がんに関係するウイルスは15種類であり、性的接触によって感染されるといわれています。

日本では、年間約1万人の女性が罹患し、約3000名の方が亡くなっています。

罹患者は20代後半から40代までが多く、若年化が進んでいます。

ワクチンは、定期接種となっているサーバリックス（2価）とガーダシル（4価）と、任意接種のシルガード（9価）の3種類です。

2価はHPV感染症の主な原因となる2つの遺伝子型、HPV16型、18型に対応し、4価は4つの遺伝子型、2価の16、18型に加え、6型と11型に対応いたします。

この2価と4価は、子宮頸がんを約70%予防されるといわれています。

定期接種の対象は、小学6年生から高校1年生相当の女子になります。

9価ワクチンは9つの遺伝子型、2価と4価にプラスして、31、33、45、52、58型に対応し、約90%の予防効果があるとされています。

9価ワクチンは、アメリカやイギリス、また、オーストラリアでは既に定期接種化されています。

日本でも承認され、昨年の2月から販売されているものの、任意接種となっており費用は全額自己負担となっていました。今年3月の厚労省専門部会において、定期接種化に向けての方針が検討され、今年、従来のワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる「9価HPVワクチン」について、来年4月から無料の接種を行う方針を決めました。

大串議員も本会議質問で述べていましたが、対象となる多くの方が9価の接種を希望されていたので喜ばしいことです。

本区も、これまで2価と4価のHPVワクチンに関して、定期接種の対象者への情報提供、国の制度を活用した区独自の接種期間の延長、この間に自己負担で接種された方に対する償還払いを実施してまいりました。

また、国の積極的勧奨再開に対して、区は相談体制など、準備を整え、令和4年2月末には、23区では最も早く、定期接種対象者へ予診票の一斉送付を行いました。

令和4年には、積極的勧奨が差し控えられていた対象者に対し、2価と4価ワクチンの公費負担によるキャッチアップ接種が始まったところです。

いち早く取り組んでいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

そこでお伺いします。

本年4月から極的勧奨が再開されたHPVワクチン接種の定期接種対象世代、キャッチアップ世代の進捗状況と、これまでの課題についてお聞かせください。

また、来年4月から始まる9価ワクチンについての準備と、例えば、来年の4月まで待ち9価を接種したほうがいいのか等の問合せに対しての相談体制にも併せてお聞かせください。

そして、ワクチン接種とともに重要なのが検診です。

子宮頸がんは、適切な治療を行わない場合は死に至ることがありますが、「前がん状態」と

言われる、がんになる前の細胞の段階で早期に発見し、適切な治療を行えば完治も望めるがんです。

これを目的として行われる子宮頸がん検診は非常に有効で、がんの進行を防ぎ、死亡率を減らすことができると証明されています。

そのため、世界の先進各国では、ほぼ例外なく子宮頸がん検診が行われています。

例えば、アメリカは、2017年の時点で20歳以上の女性の約84%以上が子宮頸がんの検診を受けているというデータがあり、イギリスやオーストリア、スウェーデン、フランス、スイス、ニュージーランドなどでも、70%以上の受診率であるとされています。

一方、日本の場合は、全年齢を通してみても子宮頸がんの検診の受診率は低く、比較的受診率が高い年代でも40%前後、低い年代では20%から30%と低くなっています。

子宮頸がん検診は、1回受ければいいのではなく、定期的に受けることが大切です。

前述のとおり、子宮頸がんの原因の多くはHPVへの感染です。

性交渉があれば感染の確率は高くなりますし、そのままの状態では「HPVへの感染」が長く続くこととなります。

前回の子宮頸がん検診では「陰性」だったとしても、次の検診までの間に、何らかの変化が起こっている可能性があるからです。

ですので、定期的に子宮頸がん検診を受ければ、過去2年間の変化を捉えることができると考えられています。

一般的に子宮頸がん検診は「子宮頸部細胞診」を行っています。

本区も同様に20歳以上の女性に2年ごとに無料で行っていますが、受診率は芳しくないと聞いています。

特に、キャッチアップ世代の若い世代が低いと伺っています。

そこでお伺いいたします。

これまで行ってきた子宮頸がん検診の年代別の受診率をお聞かせください。

また、これまでの課題と今後の対策についてもお聞かせください。

最近の調査によると、「細胞診」が陰性の中にも一部、前がんの病変が潜んでいることが分かってきました。

「HPV検査」も併せて受ければ、ほぼ99%見逃さず安心とのことでした。

アメリカの子宮がん検診では30歳以上の女性に「細胞診」と「HPV検査」の併用が積極的に推奨されています。

日本でも日本産婦人科学会、日本婦人科がん検診学会等の学術団体や日本産婦人科医会などの検診を実行している団体では、子宮頸がん検診はHPV検査併用検診を強く推奨しているところもあります。

自治医科大学附属さいたま医療センター産婦人科教授の今野教授に伺うと、「現在、国際的にはまず子宮頸部のHPV検査を行い、陰性の場合には細胞診などで診断するプライマリHPV検診が主流になりつつある。

細胞診より精度が高く、検診の間隔も3年から5年に1度で済む。

自分で取った検体でHPV検査を行う「HPV自己採取」についても、医師が採取した検体と感度は同等という。

日本は検診受診率が低く、子宮頸がんの罹患・死亡率が海外に比べて高い。

さらに、接種中止期間による増加も見込まれます。

HPVワクチンと検診で予防に努めてほしい」と語っています。

子宮頸がん検診の受診率向上のために調布市は、今年度、23、24歳になる1998年4月1日から2000年3月31日生まれの希望する女性に対し、HPV感染の有無を自宅で調べられる簡易キットを7月末まで無料で配布し検診率を上げたと言いました。

早速、調布市の担当者にどのような経緯で行ったか伺いました。

「子宮頸がん予防を巡っては、今年4月に国によるHPVワクチンの積極的勧奨が約9年ぶりに再開した。

ワクチンと「車の両輪」として重要な検診ですが、20歳前半の女性は積極的勧奨が行われなかったことなどから、検診受診率が特に低迷しています。

そこで、検診受診率の向上を目指し、20歳の女性に対する無料検診の個別通知や、21歳の女性へのクーポン配布を継続する一方、「呼びかけが不十分だった」という23、24歳になる女性を対象に希望を募り、HPV感染の有無を検査できる簡易キットを無料配布いたしました。

キット配布の希望を募った対象者は3006人。

これに対し、申込みは610件、20%を超え、想定していた2倍の件数となり「スマートフォンからキットを申請し、自宅で検査できる手軽さがよかったのでは」と分析しています。

自宅での検査方法は、同封の説明書に従い検体を採取。

返信用封筒に入れて検査の委託業者へ返送すると、登録したメールアドレスに結果が通知される仕組みで、陽性か陰性かの結果に関係なく、9月20日までは医療機関での無料検診を予約でき、また、簡易キット検査の結果が陽性だった場合、必ず医療機関で詳しい検査を受けるよう呼びかけています。

今後、今回の試みが検診受診率の向上につながっていくか調査していく方針で、若い世代の子宮頸がん予防への関心を高めたい」と語っていました。

すばらしい取組だと思います。

そこでお伺いいたします。

本区も区民の子宮頸がん撲滅を目指し、細胞診だけでなく、希望される方には国際的に行われているHPV検査を行い、陽性の場合、細胞診などで診断するプライマリHPV検診を検討してはいかがでしょうか。

また、調布市のように希望される方に検査キットを配布することなどで低迷している若い世代の受診率を向上させてはいかがでしょうか。

そのことで先生に検診してもらうことに抵抗がある方、特に若い世代の方にも受診するきっかけにつながると考えます。

御見解をお聞かせください。

次に、聴覚障害者の国際スポーツ大会「デフリンピック」東京大会についてです。

2022年9月9日、10日にオーストリアで開かれた国際ろう者スポーツ委員会総会にて、東京が2025年デフリンピックの開催地に正式に決定しました。

東京及び日本での開催は、夏季・冬季を通じて初めてです。

そして、2025年大会は、デフリンピック100周年を迎える記念すべき大会になります。

デフリンピックは、デフアスリートによる総合的な国際大会です。

アスリートが躍動する姿は、ろう者やろう文化への理解を深める大きなチャンスとなります。

また、デフリンピックを通じ、パラスポーツの一層の振興を図り、障害の有無にかかわらずスポーツを楽しむ機会を生み出すことができます。

デフリンピック特有の「フラッシュランプ」等のデジタル技術の活用により、誰とでもスムーズなコミュニケーションを可能とする社会の創出にもつながると考えます。

2度の夏季オリンピック・パラリンピックを開催した東京が2025年デフリンピック大会を開催することで、世界に向けて多様性の大切さをさらに力強く発信するだけでなく、共生社会の実現に大きく貢献することと思います。

そこでお伺いいたします。

本区としても共生社会の実現につながる大会の成功を積極的に後押しすることが重要と考えます。

区として、デフリンピック開催の決定をどのように受け止めているのか、また、成功に向けて、どのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

大会のビジョンとして、2020年東京オリンピックの施設やレガシーを活用したコンパクトな大会を掲げ、大半の競技を東京都で開催すること、また、その他の競技についても東京都心から300キロメートル以内に会場を設けることを計画しております。

メインスタジアムは、1964年東京オリンピックの会場だった駒沢オリンピック公園総合運動場。

その他、サッカーと自転車競技を除く全ての競技が東京都内の会場で競技が行われる予定と聞いています。

残念ながら、本区での公式会場はありませんが、日本も含め選手の練習会場の提供等、選手団の後押しは多く考えられると思います。

そこでお伺いします。

本区も日本の選手団からの要請があれば当然のこと、各国の選手団から要請があれば積極的に練習会場を提供することや、学校と連携し、児童や生徒にトップアスリートの練習を

見学させることや、学校に招き講演や体験授業などの交流の場を設けることを提案いたします。

困難を乗り越え選手となった話は、どんな障害があっても負けないで努力するすばらしさ、諦めないで頑張るすばらしさを学ぶだけでなく、思いやりの心、障害者への理解を深める教育につながり、児童や生徒の今後の人生に必ずよい影響を及ぼすことになると思います。区としての見解をお聞かせください。

以上、子宮頸がん対策、2025デフリンピック東京大会について質問させていただきました。

区長、教育長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／米田議員の子宮頸がん対策についてお答えします。

今年4月に積極的勧奨が再開されたHPVワクチンの接種状況については、令和3年度の定期接種合計534件に対し、今年度の定期接種対象世代は9月末時点で計236件、キャッチアップ世代は計187件、合わせて423件となり、既に前年比で約80%の接種実績となっております。

キャッチアップ世代は、今年4、5月は一月10から20件程度の接種であったものが、7月の問診票一斉発送後は、月30から50件と増加傾向にあります。

しかし、約2700名に対するこの半年の合計接種回数は187件であり、引き続き接種勧奨が必要と考えております。

次に、令和5年4月から定期接種化される9価HPVワクチンについての準備状況と、相談体制についてお答えします。

令和5年4月1日から9価HPVワクチン定期接種開始との国の方針を受け23区統一の問診票の様式変更など、既に準備に着手している状況です。

今後も国の動向を注視しながら、区の広報紙やホームページ、SNS、リーフレットなど様々な広報媒体を通して、接種の重要性やワクチンについて適切な情報提供を行いつつ、問診票の発送準備を進めてまいります。

また、相談体制については、9価HPVワクチンが追加になることで、接種時期等を含め、御相談が増えることが予想されます。

厚労省のQ&Aを活用し、保健師等が、区民の皆様の疑問や不安に寄り添い、丁寧に対応してまいります。

次に、子宮頸がん検診についてお答えします。

年代別受診率は、令和3年度は全年代の平均で35.7%、20代では28.6%、30代は39.7%となっています。

5年前の平成29年度は、全年代平均では25.5%、20代では14.9%、30代では26.6%であり、この5年間で10%以上受診率は上昇していますが、さらなる受診率向上が必要と認識しています。

今後の対策としては、受診券発送時のリーフレットの同封や、未受診者への個別勧奨、女性の健康週間などの機会を捉えた普及啓発など積極的に取り組み、若い世代へ検診とワクチン接種の必要性を訴えてまいります。

御提案のHPVセルフチェックは、病院での受診に比べ、自宅で検査ができることから、検査への抵抗も低いことが見込まれます。

議員御指摘のとおり、海外ではHPV検査と細胞診との併用により受診間隔を延長して実施するケースもあると認識しております。

ただ、国内では様々な議論が進んでおり、令和2年7月に発表された国立がん研究センターの「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン」更新版によれば、細胞診とHPV検査併用法は、細胞診単独法に比べて偽陽性者が多いことから条件付きでの推奨とされております。

国は、国の指針に基づくがん検診の実施を推奨しており、千代田区もその指針に基づき死亡率減少を目的とする対策型検診を実施しているところです。

今後もさらなる研究の成果や、国の議論の動向を注視し、子宮頸がん対策に取り組んでまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／米田議員の2025年デフリンピック東京大会に関する御質問にお答えいたします。

デフリンピックは、国際ろう者スポーツ委員会の主催による聴覚に障害のある、ろう者の世界最高峰の大会であり、4年ごとに開催され、夏季大会と冬季大会が交互に2年おきに行われており、1924年フランス大会から開催されている歴史のある大会であります。

デフリンピック東京大会で、アスリートが躍動する姿は、ろう者やろう文化への理解を深めるとともに、障がい者スポーツ全体の一層の振興を図り、障害の有無に関わらずスポーツを楽しむ機会を生み出していくものであると認識しています。

区では、千代田区スポーツ振興基本計画の基本目標の3で、年齢も障害も飛び越えた「しょうがいスポーツ」を応援しており、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるスポーツの体験を通じて、障害者スポーツ等の普及啓発と障害者への理解を深めることを目的に、平成30年よりパラスポーツ体験会を開催しております。

本年も12月4日にスポーツセンターにおいて、「Let's play! パラスポーツ・eスポーツちよだ2022」を開催いたします。

デフリンピック東京大会は、既存の施設を有効に活用して開催される大会であり、具体の

内容については、これからと伺っておりますが、区内の児童や生徒をはじめ、様々な方々が大会を身近に感じられる、交流の場の創出が肝要であります。

デフリンピックではスタートの合図に光を使うなど、ろうという障害の特性に応じた対応を取りながら、競技が実施されます。

こうしたことを体験授業や講演、観戦、応援などを通じて、直接見聞きすることで障害への理解がより一層深まり、障害者スポーツの振興につながるよう、教育委員会とも連携し積極的に取り組んでまいります。

議長／次に、23番河合良郎議員。

河合議員／令和4年第4回定例会に当たり、自由民主党の一員として質問をさせていただきます。

質問は、本区の子育て世帯に対する包括的な支援体制の方向性を伺うものです。

2022年6月15日に改正された「児童福祉法等の一部を改正する法律」法律第66号施行期日は2024年4月1日です。

今回の改正は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕著化してきている状況等を踏まえて、包括的な支援のための体制強化等を目的としたものです。改正の主な内容は、一時保護の際に「裁判所が保護の妥当性を判断する制度」の導入。

子供を保護する際に、子供の意見・意向を勘案する措置。

わいせつ行為などを理由に登録抹消された保育士の再登録の厳格化。

自治体が保育所等の運営基準を定めるとき児童の安全確保の事項を追加するなどが定められています。

また、新設されるこども家庭庁が所管することとなる児童相談所支援について、2024年の法改正や報酬改定に向けた第1回の検討会を行いました。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」法律第66号施行後の児童発達支援センターの方向性については、中核機能が発揮されるための人材確保、相談・援助の在り方、質の底上げを図る仕組みづくり。

障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援対策を考える。

「福祉型」「医療型」の区別を撤廃一元化の検討。

児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型」と「特定プログラム特化型」について障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援の検討。

子ども・子育て一般施策への移行については、(障害の有無にかかわらず、共に過ごし、学び合い、成長することができる社会の実現を目指し、地域社会への参加を推進する)保育所等訪問支援については実態を踏まえて、評価の在り方、支援の期間等の検討。

事業所による移行支援・併行通園に関して、評価の在り方やプロセスの整理を検討。

保育園・小学校側の受入体制、訪問支援、期間の検討。

障害児通所支援の調査指標については、現行5領域11項目の調査を実施していますが、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容を把握できる調査指標の在り方や運用、活用を含め検討となっています。

全国で発達障害の可能性のある児童・生徒の割合はおよそ6.5%程度（約68万人）とされています。

現場では10人に1人という感覚だそうです。

個々の能力を伸ばし、社会で自立していくためには、個別指導計画においても、きめ細かい調査指標など専門家による現場の支援体制の強化が必要と考えます。

今回の法律改正は、(仮称)子ども総合サポートセンター設置構想の理念と共通するものがあります。

また、児童福祉法では保護者だけでなく、国や自治体が児童の心身ともに健やかな育成を支える必要があることを明記しています。

児童相談所についても、これまで、都内の児童相談所は全て東京都が運営していましたが、2016年の児童福祉法改正により特別区でも設置できるようになりました。2022年特別区の現状を見てみると、設置区が6区、設置予定区16区、設置意向なし1区となっています。

しかし、全ての区が順調に設置できているわけではありません。

開設場所・用地の確保・一時保護所の開設・多額の財政負担など様々な課題があります。

中でも一番は、スーパーバイザーと呼ばれる5年以上の勤務経験を持つ児童福祉司の確保です。

児童福祉専門職の不足が大きな課題です。

児童福祉司は、児童相談所に配置が義務づけられた専門職で、昨年時点で全国に約4200人いました。

「大学で心理学など専攻科目を学び、1年以上の実務経験がある」などが要件で、行政に任命されて初めて効力を発揮する任用資格です。

もともと職員数が足りない中で、人材の奪い合いが生じているのが現状であると聞いています。

児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めることになっています。配置基準は、各児童相談所の管轄区域の人口4万人に1人以上配置するとし、スーパーバイザーは児童福祉司5人につき1人以上配置するものとされています。

また、10施設ある東京都児童相談所の管轄エリアを見てみると、表のようになります。

2019年の児童福祉法施行令の改正によって、管轄エリアの設置基準は人口がおおむね50万人以下とされており、厚生労働省の通知によって、「目安として管轄人口20万人から100万人までの範囲」として基準が示されています。

表を見ると、違法状態の児童相談所が6施設もあります。

品川児童相談所は2023年品川区（約41万人）が移管し、ほぼ100万人になり、足

立児童相談所は2023年葛飾区（約46万人）が移管し基準をクリアする予定です。

杉並児童相談所も杉並区が移管準備に入っています。

管轄区域の基準設定により緊急対応を迫られるのは、千代田区を管轄している新宿区の児童相談センターです。

厚生労働省通知基準の倍以上になっています。

対応が急務です。

これは、東京都が児童相談所の適切な設置・配置を怠ってきたということではないでしょうか。

違法状況解消のために、東京都は練馬区に練馬児童相談所を2024年に開設する設置方針を決定しました。

また、練馬区は東京都と連携し、練馬区虐待対応拠点を設置。

一時保護など、緊急性の高い案件を扱う都職員と、家庭からの相談に応じる区職員が、同じ場所で情報共有して対応するサテライトオフィスとして運用しています。

台東区・中央区・渋谷区・目黒区・墨田区なども、サテライトオフィスを運用または予定をしています。

現在の人口が6万7845人の本区は、管轄人口が厚生労働省の基準20万人から100万人の目安よりもさらに少ない人口です。

千代田区児童相談所設置の検討を行うとともに、子育て世帯に対する包括的な支援体制の構築を進めていくことが必要です。

開設には、従来の枠組みを超えた発想が必要ではないでしょうか。

サテライトオフィスの運用、児童相談センターとのさらなる連携など、7万人弱の人口を抱える本区の状況を念頭に、現実的な施策展開が必要と考えます。

ここで2点質問をいたします。

こうした国の動きや児童相談所の現状を踏まえて、本区の子育て支援、特に発達支援の取組について、今後の方向性をお答えください。

また、子育て家庭に対する包括的な支援体制の整備については、児童・家庭支援センターを中心に、既存の支援体制のさらなる強化・充実が必要ではないでしょうか。

本区の見解をお答えください。

子育て世代に対する包括的な支援体制の充実、地域単位のきめ細かな支援ができる児童相談体制を強く望み、質問を終了いたします。

ありがとうございました。

議長／子ども部長。

子ども部長／河合議員の子育て世帯に対する包括的な支援体制についての御質問にお答えいたします。

まず、発達支援の取組についてですが、本区では、子供の発達や発育に関する相談に医師や心理士などの専門職が対応するとともに、必要に応じて一人一人に合わせたプランを作成し、継続的な支援を行うほか、さくらキッズにおいて子供の発達状況に合わせた療育指導を行うなど、早期発見・早期支援の取組を進めてまいりました。

議員御指摘のとおり、国は、児童発達支援センターを含めた障害児通所支援の今後の方向性について検討を行っており、本区といたしましては、今後、国の動きを注視しながら、児童発達支援センターの設置に向けた検討とともに、早期発見・早期支援の取組を通じて子育て家庭へのさらなる支援に取り組んでまいります。

次に、児童・家庭支援センターを中心とした既存の支援体制のさらなる強化についてですが、本区では、児童虐待を含め様々な相談に迅速かつ的確に対応できるよう、専門職の確保・育成を図るほか、都の児童相談センターをはじめとする関係機関との情報共有・連携を通じて、子供の安全・安心を確保するとともに、保護者への支援に取り組んでいます。

児童虐待の未然防止のためには、妊娠期から支援が必要な家庭を早期に把握し、児童福祉と母子保健が連携して対応していくことが必要であり、現在も、児童・家庭支援センターと保健所において、早期の情報共有や必要なサービス提供、ケース会議等において連携を図っています。

こうした取組をさらに充実を図るため、子供の総合的な支援拠点として子ども総合サポートセンターについて検討してまいりましたが、これは、今回の改正児童福祉法に規定されました、こども家庭センター等の趣旨と合致するものであると考えております。

本区といたしましては、このこども家庭センターに関する国の動向を注視し、必要な児童福祉と母子保健の一体的な支援の提供体制の整備に向けた方策を検討するとともに、子育て家庭への支援の充実を図り、児童虐待の未然防止の強化にも取り組んでいく考えです。

あわせて、児童相談センターとの連携強化のため、議員御指摘のサテライトオフィスの運用も視野に入れ、従来の枠組みにとらわれず、本区人口規模に応じた現実的な施策展開を図ってまいります。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番秋谷こうき議員。

秋谷議員／令和4年第4回定例会、秋谷こうき、一般質問を行います。

本年第1回定例会で、私は、スタートアップ・エコシステムの先進事例として渋谷区の取

組に言及し、千代田区においても、起業しようとする若い人たちを支援する施策について質問をいたしました。

今回は、先進事例として同じく渋谷区を取組に触れながら、スマートシティ推進について区の見解をお伺いいたします。

今月11日、シブヤ・スマートシティ推進機構の設立発表イベントが行われました。

この組織は、本年3月渋谷区が策定した渋谷区スマートシティ推進基本方針に基づき、渋谷区が立ち上げたもので、企業や大学など約60の組織が会員に名を連ねています。

今後は「安全・安心」「多様な空間活用」「渋谷カルチャー」「環境」などのワーキンググループを月に1回程度の頻度で開催し、地域が抱える課題解決に向けたプロジェクトを検討、実施していくこととしています。

渋谷区では、スマートシティの取組が構想段階から実装へ向けて動き出した。

そう言えるのではないのでしょうか。

さて、改めてスマートシティとは何でしょうか。

内閣府のホームページでは、「ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0の先行的な実現の場」と定義されています。

また、昨年9月にデジタル庁が設立されて以降、スマートシティは、デジタル技術や環境技術を活用し、都市の課題解決、つまりマイナス面の解消を指向する取組だけでなく、プラス面を創出する取組へと進化してきたと言われていています。

すなわち、スマートシティは、エネルギー消費の最小化・最適化によるCO2排出量の削減や、都市インフラの維持・管理コストの最適化などの課題解決型から、住民のQOLの向上、最近ではウェル・ビーイングと言われていますが、これを高めることや新たな産業の創出など、価値創出型へと変わってまいりました。

また、防災や環境など分野特化型から、健康や福祉、教育といった人々の生活を取り巻く幅広い分野横断型の取組へと変化してきていると言われていています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景にeコマースやデリバリープラットフォームが人々にとって日常的なものになりました。

また、混雑の解消の観点からデータに基づく人流や交通の最適化が進むとともに、テレワークが進展し働き方の見直しも進んでいます。

そして、限られた資源を有効に活用するシェアリングエコノミーの普及など、コロナ禍を経験し、好むと好まざるにかかわらず、まちのスマート化が進んできています。

こうした時代の流れの中で、渋谷区はスマートシティ推進基本方針を本年3月に策定しました。

これは、渋谷区長期基本計画で示す各政策分野について、デジタル技術やデータを活用した産官学民の共創促進、都市全体の効率化・高度化を図ること、すなわちスマート化の観

点から分野横断的に取り組む指針であります。

スマートシティ推進を通じて、都市全体のWell Being、すなわち一人一人の幸せと、シティプライドのあふれるまちを目指すとしています。

さらに、スマートシティ推進における取組として、「都市経営を主導する自治体への変革」「社会のつながり機会の創出」「社会価値創出の循環型モデルの実践」「デジタル技術とデータの共同活用推進」「時代にあわせた制度・枠組みの設計」の5つを挙げています。

渋谷区といっても、全域が渋谷駅周辺のような商業・文化・生活機能が集積し再開発が進んでいる地域ばかりではありません。

様々なまちが多様な人々で構成されており、多様性ゆえに解決すべき課題も多く、スマートシティ推進に向けた取組も一朝一夕にはいかないものと認識しております。

しかしながら、課題解決に向けて取り組むために、デジタル技術やデータの活用を通じて産官学民の力をつなぐことが重要だということには、大いに共感いたします。

では、千代田区はどうでしょうか。

旧江戸城の城郭跡の水と緑や歴史と文化を都市のルーツとし、中央に我が国の象徴的空間である皇居を擁し、政治経済の中核機能が集積する大丸有・永田町地域、武家地に由来する複合市街地の麹町・富士見地域、町人地等に由来し、今でも個性あふれる商業機能が集積する秋葉原や神保町、神田地域など、地域の多様性という点では、渋谷区より多彩であると言えます。

また、江戸の参勤交代の時代から、様々な地方の人材や産業・文化が交流し、攪拌され、我が国の社会経済を牽引してきたまちであります。

さらに、明治以来、首都の中核として、最も早期に都市化され、道路・鉄道、上下水道やエネルギーなど様々な都市インフラが積み重ねられ、更新されてきた分厚い都市基盤を有しているのが千代田区であります。

まさに、こうした多様性を背景に、分厚い都市基盤を有効活用して、我が国を牽引する都市千代田を未来に継承していくために、デジタル技術やデータの活用を通じて産官学民の力をつなぎ、大きな力に変えるスマートシティの推進が必要であると考えます。

千代田区の中では、令和2年3月、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会と東京都・千代田区とで組成される大手町・丸の内・有楽町地区スマートシティ推進コンソーシアムがスマートシティビジョンを策定しました。

新たにまちをつくっていく、静岡県の裾野市のウーブンシティとは異なり、大丸有地域のスマートシティは既成市街地のスマート化の取組です。

既成市街地といっても、もともと大街区であり、近年機能更新された街区も多いことから、3D都市モデルなど今後様々な取組の可能性が高い地域であり、千代田区におけるスマートシティの先行モデルとして、いわゆる都市OSの構築や、様々なサービス・ユースケースの他地域への展開の可能性も期待できると思います。

一方で、グーグルの系列企業が、カナダのトロントにおけるスマートシティプロジェクト

から撤退したという報道がありましたが、都市という多様な人間の営みがある領域において、テクノロジーの安易な適用は難しい面があると考えます。

これもまた事実でございます。

企業の持つ先進技術を、都市の課題解決・魅力の創出など公共的な目的と区民やコミュニティの活動や思いと上手に調整しながら活用していくという姿勢が重要であり、そこに基礎自治体の役割があると考えます。

こうした認識を踏まえて、スマートシティの推進について質問をいたします。

大丸有地域では令和2年の大丸有スマートシティビジョン策定後、どのような実証事業が行われてきたのでしょうか。

その検証結果と実装への可能性についてお聞かせください。

また、当該地域の企業の技術の可能性を生かし、それを公的な価値につなげることが必要であると考えますが、今後、区としてどのように関わっていくのでしょうか。

お答えください。

最後に、大丸有地域だけでなく区全体のスマートシティの推進についてお伺いいたします。これまで区長は、千代田区におけるスマートシティの推進について、本区のDXを推進していく中で、庁内で議論をし、検討を行っていくと答弁されています。

今回、スマートシティに対する渋谷区のアプローチについて紹介しましたが、渋谷区では、区内各地域においてスマートシティの取組を推進していくとされています。

千代田区とは地域特性も組織風土も異なることから、単純に比較することはできませんが、千代田区におけるスマートシティの推進について、区長はどのようにお考えでしょうか。

スマートシティ推進の検討状況と今後の方向性について見解をお聞かせください。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／秋谷議員の本区におけるスマートシティの推進に関する御質問にお答えいたします。スマートシティは、ICT等の新技術を活用した高度な都市マネジメントにより、都市や地域の新たな価値を継続的に創り出していくことであり、DX戦略の延長線上にあるものと認識しています。

加えて、スマートシティは、行政分野にとどまらない地域全体の取組となるものです。

本区では、我が国を代表する企業、大学など様々な主体が活発に活動しているため、本区のスマートシティの推進には、多くのステークホルダーの参加が見込めます。

また、それぞれのステークホルダーが分野を超えたデータ連携をすることで、複合的な課題の解決、新たな価値の創出につながり、区民の暮らしの質の向上が期待できると考えております。

そこで、スマートシティの推進に向けましては、地域の関係者とのスマートシティのビジョンの共有、分野や地域を超えたデータ連携を可能とする環境整備、取組の具体化、社会実装等、段階的に取組を進めていく必要があります。

今後の社会を展望した場合、区民の暮らしの質、コミュニティーを継続的に向上させていくためには、スマートシティへの取組が不可欠であると私は認識しています。

このため、本区におけるスマートシティの方向性や様々な主体の連携を可能とする仕組みづくりなどについて検討し、スマートシティを推進してまいります。

なお、詳細につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／秋谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、大丸有地域でのスマートシティ推進に係る実証実験と検証結果、実装についてお答えいたします。

大丸有地域では2019年から電動キックボードや自動運転車両の「モビリティ」をはじめ、公道における配送の「ロボット」、3Dデータの活用による活動の可視化やモビリティとエリア情報、防災とバリアフリー情報の一元化等の「アプリ」など様々に実証実験を行ってまいりました。

検証につきましてはおのの行っており、例えば公道における配送の「ロボット」では3Dデジタルマップによる走行性能確認実証に成功しながらも技術や性能の向上に伴いまして継続実証中としているものもございます。

電動キックボードや地図を活用した防災アプリなど可能なものから順次実装を進めているところでございます。

また、実装済のものについても新バージョンの構築を進めていくほか、この12月から飲料品や子供向けのおもちゃなどの販売を複数拠点で行うロボットの実証実験を新たに行うこととしており、このような活動について今後も積極的に区も連携して取組を推進してまいります。

次に、当該地域の企業の技術の可能性を生かし、それを公的な価値とつなげることが必要と考えるが、今後、区としてどのように関わるのかの質問にお答えいたします。

大丸有地域におけるスマートシティ関連事業の取組につきましては、「創造性」「快適性」「効率性」といったまちの価値を高めるとともに、「移動の迅速化や分かりやすさ」と「環境負荷や労働力不足を低減できる環境の提供」などの様々な地域課題を解決することができるとしております。

これらの価値の向上、地域課題の解決は、コミュニティーや安全安心、環境、防災等、公的な価値の向上と軌を一にするものであることから、議員御指摘のとおり企業の技術の可能性を生かして行政サービスへとつなげていく必要があると認識をしております。

そのため、区としましても引き続き様々な取組に関与し、知見・ノウハウを区内横断的に共有するとともに、大丸有以外のエリアでも有効に機能することが見込まれるスマートシティ関連事業についての研究を深めてまいります。

議長／次に、11番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／日本共産党区議団の一員として、一般質問を行います。

初めに、憲法26条に基づいて千代田区の教育行政を2つの面から質問いたします。

1つ目は、学校給食の無償化についてです。

学校給食の無償化の流れがさらに進んでおります。

2017年度の文部科学省の調査では、全国76自治体で小学校・中学校とも学校給食の無償化の実施となっていました。それ以降、例えば群馬県では17年度の8自治体から現在では14自治体へ、山梨県でも2自治体から11自治体へと大きく増えていますので、現在は100近い自治体にまで広がっていることが予想されます。

これまで、学校給食の無償化は少子化対策や子育て世代の誘致のためになどの理由で人口の少ない自治体で実施することが多かったのですが、来年4月からは千葉県市川市や青森市、東京23区では葛飾区と人口が20万人から50万人の中核都市にまで広がっています。

なぜ、そのような大きな都市にまで広がっているのでしょうか。

1つは、物価高騰など生活が大変になる中で子育て世帯への負担軽減であります。

いま一つは、子供の成長を社会全体で支えるということです。

青森市では、無償化の理由を「次世代を担う子育て世帯を地域で支える仕組みづくりが急務となっている」としています。

千葉県市川市長は「子供たちの成長を社会全体で支える」としています。

さらに、23区で初めて給食無償化に踏み出す葛飾区。

区長は「食育と子育ては自治体として支援していくべき」だと述べております。

そこで、質問しますけれども、当然だとは思いますが、樋口区長も子供たちの成長と子育ては社会全体で支えていくという姿勢だとは思いますが、いかがでしょうか。

我が党区議団は、これまで学校給食の無償化を幾度となく訴えてきました。

私自身も本会議で6回、学校給食の無償化を求めており、よく質問してきたなというふうに思っています。

しかし、区はかたくなに学校給食無償化を拒んできました。

その理由は大きく2つです。

1つは、学校給食法11条で、給食の食材は保護者負担となっているということであり、まず、

しかし、学校給食法は無償化を禁じているのでしょうか。

学校給食法が制定されたのは1954年です。

当時、文部省は各都道府県に「学校給食法並びに同法施行令等の施行について」という事務次官通達を出しております。

そこで、次のように明記しています。

「学校給食の実施に必要な経費は、原則として、学校等の設置者と給食を受ける児童の保護者とそれぞれ分担することを定めた。

これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。」つまり、学校給食費を自治体が全額補助することを禁じているわけではありません。

この考えは現在でも変わっておりません。

2018年12月6日の参院文教科学委員会で、我が党の吉良よし子参議院議員がこの通達を示した上で、「自治体等がその判断によって全額補助すること、これ自体も否定するものではないということによろしいか」とたざしたのに対し、柴山昌彦文科相（当時）は「そのように理解されるところだ」と答弁しております。

さらに、10月5日、私も参加した我が党都議団の学校給食費の無償化を求める文部科学省への申入れで、文科省は、給食法について「保護者負担の補助を妨げるものではない」と明言しました。

そこで、確認をしたいのですが、学校給食法では、食材は保護者負担と明記されていますが、法では自治体が保護者負担を禁止しているわけではない。

区長、教育長も当然こうした立場だと思えますが、いかがでしょうか、お答えください。

いま一つ、区が学校給食無償化を拒む理由が、次世代育成手当や18歳までの医療費無料化など他区に比べて手厚い支援をしているということでもあります。

確かに次世代育成手当は千代田区独自のものです。

しかし、18歳までの医療費無料化は来年4月から所得制限を設ける市などありますけれども東京都全体で実施をされます。

また、他の自治体でも限られた財源で、様々な施策を行っています。

そもそも、教育の一環である学校給食と子育て支援を同列にできるのでしょうか。

他区より手厚い支援を理由に学校給食の無償化をしないというのは、いかがなものかと思えます。

区長、教育長の認識をお聞きしたいのですが、学校給食は食育としての教育であり、様々な子育て支援の一つとは性格が違うと思えますがいかがでしょうか。

御答弁をお願いします。

私たちがなぜ、学校給食無償化を求めるのか。

まず、義務教育は無償という憲法の実践だからです。

国は1951年、教科書の無償化に係る参議院での質疑の中で「義務教育を受ける立場から無償としたいという理想を持っておるわけでございます。

すなわち、その内容は授業料のほか、教科書・学用品、学校給食というような、なおできれば交通費」という答弁を行っており、この理想については国も重要な課題と認識していると2018年の12月8日の国会で当時の文部科学大臣が答弁しております。

2つ目に、無償化するならば物価の変動に給食の内容が左右されることはなく、国産の安全な食材を子供たちに提供できます。

先日、牛肉の給食を各学校で実施しましたが、保護者への負担を考えずにそうした給食を実施できるわけです。

3つ目に、無償化すれば、学校給食費の徴収・管理業務自体が不要となるため、学校現場の負担軽減にもつながります。

4つ目に、給食費無償化が子育て・教育の応援にもなります。

今年度の区内の義務教育学校における学校への納付金は、ある小学校では7万2150円。そのうち学校給食は4万9140円。

ある中学校では、納付金11万8350円。

そのうち給食費は6万4350円です。

小中学校の保護者は毎年、これだけの額を負担しています。

区長は招集挨拶で「子育て・教育応援」と言いましたけれども、応援というならば学校給食の無償化こそ継続した応援になるのではないのでしょうか。

党区議団の計算では区内の小中学校・中等教育学校の学校給食費を無償にするのに必要な予算は、2億5000万から3億円で可能です。

昨年度、区が使い残した予算の一部を回すだけで十分可能ではないのでしょうか。

ぜひ、憲法の「義務教育は無償」の立場で、子育て世帯の応援の立場で学校給食の無償化に踏み出すことを強く訴えますが、いかがでしょうか。

御答弁をお願いします。

2つ目に、障害があっても希望する学校に通えるよう対策を行うことについてです。

今年の8月、2014年1月に日本政府が「障害者の権利に関する条約」を批准してから、初めての、条約に関する審査を受けました。

審査を経て国連からは日本に対し、障害のある子の中に、いわゆる通常の学級で学べない子がいることを指摘され、障害のある子もない子とともに学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画をつくることが求められました。

インクルーシブ教育は、「障害のある子供と障害のない子供が同じ場で学ぶ」こととして定義されることが多いのですが、ユネスコではより広く「多様な子供たちがいることを前提とし、その多様な子供たちの教育を受ける権利を地域の学校で保障するために、教育システムそのものを改革していくプロセス」と定義されております。

例えば、障害児だけでなく性的マイノリティ、外国にルーツを持つ児童、ヤングケアラーで学ぶ機会が奪われている児童などです。

まず、区の認識をお聞きします。

どんな障害があろうが立場や状況にあろうが、同じ学校で学ぶとともに、その子の状況に合わせた教育ができる体制を取れるようにすることが理想だと考えますが、いかがでしょうか。

さて、千代田区では障害を持った子や発達が遅い子供たちが通学する特別支援学級、特別支援教室が設置されております。

文科省は特別支援学校教員について、幼・小・中・高等学校の教諭の免許状を基礎として特別支援学校教諭免許状を保有することが必要としております。

特別支援学級も同じように障害を持つ児童や発達が遅い児童が通学しますので、専門性を持つ教員の配置が求められると思います。

そこで、千代田区の特別支援学級には特別支援学校教諭免許状を保有する教諭の配置の状況はどうなっているのでしょうか。

お聞かせください。

先日、ある障害を持つお子さんのお母さんから、子供のお友達が通う学校へ自分の子供も通わせたいという御相談がありました。

様々検討した結果、医療対応の問題や学業の問題などから難しいという判断になりました。このお母さんは、お友達と同じ学校が難しいのなら都立の特別支援学校への進級も受け入れるお考えです。

ただ、区内の学校で医療や学業の体制を取れば可能なのに、それができずにお友達と同じ学校に通えないならば、それは残念なことではないでしょうか。

今後、同じような事例は起こり得ると思います。

日本国憲法第26条では「すべての国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とし、それを保障するために、政府や自治体、保護者も含め、子供、小・中学校9年間の教育環境を整える義務があるとされています。

病気や障害に対応できないから希望の学校に通えないということは、本来あってはいけません。

大阪の豊中市の中学校では人工呼吸器をつける児童が普通学級で学びたいという希望をかなえるために、学校に看護師を配置して医療的な対応も行いながら学びを保障したという例もあります。

そこで、区内の学校でも、医療的なケアが必要な児童が学校に通いたいという希望があれば、看護師の配置も含め、可能な限りの対応を行うことが求められると思いますけれども、区の考えをお聞かせください。

最後に高齢者の住まいについて、特にサ高住について質問いたします。

千代田区でも高齢者のみ世帯が増加しています。

同時に高齢者の住まいの支援をどうしていくのかも大きな課題です。

居住支援協議会でも大きなテーマになっております。

高齢者の住まいへの支援の一つが高齢者向け優良賃貸住宅いわゆる高優賃ですが、これは

自立した生活を送ることができることが求められます。

しかし、何かのきっかけで食事が作れない、介護の支援が必要、見守りが必要になる方が入居できるサービスつき高齢者住宅、いわゆるサ高住が全国では増えております。

国の「施設から在宅へ」という方針も大きく影響しております。

2020年の第4回定例区議会で我が党の飯島和子区議がサ高住の整備に関する質問を行いましたけれども、その質問に対して区は、「第3次住宅基本計画の中で「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を令和6年度までに5%」を目標に掲げているため、有料老人ホームや軽費老人ホームとともに、サ高住も含めた整備を進めていきたいと考えております」と答弁されました。

そこで、サ高住の千代田区での必要性について現在どのようにお考えでしょうか。

また、整備の方針の進捗状況をお答えください。

サ高住は主に民間事業者が運営します。

ただ、土地が高い千代田区において、民間事業者が土地を探し、サ高住を建設し運営することなど現実的ではありません。

低未利用の区有地などの活用が必要になると思いますが、そのような検討はできるでしょうか、お答えください。

以上で私の一般質問を終わります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／牛尾議員の憲法26条に基づく千代田区の教育行政についての御質問にお答えいたします。

最初に、学校給食の無償化についてです。

まず、「子供たちの成長は社会全体で支えていく姿勢」についてですが、現在、総合教育会議で区長と教育委員で協議している新たな教育大綱でも、その考えを基本としていることは言うまでもありません。

次に、学校給食法では食材は保護者負担と明記されているが法は禁止していないことについてですが、議員御指摘のように、昭和29年の文部事務次官通達で学校給食法第11条の規定は、給食費の一部を補助することを禁止する意図ではないこと、その後、平成30年12月の参議院文教科学委員会で、地方自治体等がその判断によって全額補助することを否定するものでない旨が確認されたことは、区としても確認しております。

本区は平成29年度から全児童・生徒の保護者を対象に補助を行い負担の軽減を図っており、先般、従前の1食当たり30円の補助に15円を増額する補正予算を措置いたしました。

このことは、国の通達や大臣答弁に沿った対応であると考えております。

次に、学校給食は食育としての教育であり、様々な子育て支援の一つは性格が違うという

ことについてですが、教育委員会も学校給食が食育の観点からも重要であると当然ながら認識しております。

一方で、給食費の一部補助については、保護者の経済的負担を軽減することにより、子育て支援を推進する意図で実施しております。

本定例会に補正予算で提案させていただいた子育て・教育応援給付金を御活用いただくことにより、さらに経済的負担の軽減が図られると考えております。

最後に、憲法及び子育て応援の立場で学校給食の無償化に踏み出すことを強く訴えることについてですが、憲法第26条で「義務教育はこれを無償とする」と定められていることは御指摘のとおりですが、当然ながら学校給食法等の関連法令は憲法を犯すことなく定められているものと認識しております。

したがって、現在のところ学校給食の無償化は考えておりませんが、引き続き本区として総合的な子育て・教育施策の充実を図ってまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、障害があっても希望する学校に通えるようにする対策についてですが、まず、障害の有無等にかかわらず同じ学校で学ぶための指導体制づくりについてですが、議員御指摘のとおり、インクルーシブ教育の構築に向けては、障害のある子供とない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供していく必要があります。

教育委員会では、就学相談等を通じて、障害のある子供の就学先に関する保護者への情報提供及び円滑な就学のために必要な支援を行っております。

また、本人及び保護者の合意形成を図りながら、一人一人の障害の程度や状態等に即して適切な就学先を決定できるよう支援しております。

また、各学校においては、配置されている講師・専門員・支援員等と教員が連携しながら、障害の状態や子供一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、指導体制を整備しております。

次に、区立学校特別支援学級における特別支援学校教諭免許状を保有する教員の配置状況についてですが、当該免許状を保有している教員の割合は、特別支援学級担当教員の10%、特別支援教室・通級指導学級も含めると、担当教員の約17%となっております。

また、特別支援教育の講師として任用している会計年度任用職員の中にも、当該免許状を保有している職員がおります。

各学校においては、教員や講師等の専門性を生かしながら子供一人一人の実態に応じた指導・支援が行えるよう、連携しながら対応しているところです。

教育委員会では、免許状保有の有無にかかわらず、研修等を通して特別支援教育に関わる教員等に求められる資質・能力の向上を図るとともに、東京都教育委員会の実施する当該免許状の取得事業等に、各学校宛て周知しているところです。

最後に、医療的なケアが必要な子どもの就学に係る対応についてですが、議員御指摘のと

おり、医療的ケアが必要な子供が区立学校に就学するに当たっては、保護者の意向を踏まえながら適切な医療的ケアが実施できるよう、体制整備を進める必要があると認識しております。

現在、区立学校において医療的ケアを必要とする児童・生徒は在籍しておりませんが、関係法令等に沿って、看護師の派遣等を含めた対応ができるよう準備を進めております。教育委員会といたしましては、引き続き特別な支援が必要な子供への支援の充実を図るとともに、個別の教育的ニーズのある子供に最も的確に応える指導を提供できるインクルーシブ教育をさらに推進してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／牛尾議員の高齢者の住まいについての御質問にお答えします。

サービス付き高齢者向け住宅、いわゆる「サ高住」についてですが、高齢者向け住宅の選択肢の1つとして、整備の必要性を認識しております。

第三次住宅基本計画では、高齢者向け住宅の整備指標を高齢者人口の5%と「率」として示しておりますが、人口が増加し、今後の高齢化率の上昇を踏まえ、「量」の観点からも、どのように整備し、また誘導していくのかについて、次期住宅基本計画の改定の重要課題として検討してまいります。

次に、「サ高住」整備に向けた検討状況ですが、港区や中央区等、都心部を中心に特別区における整備・誘導状況や経営状況等について調査をしております。

他区では、大学や事業者が敷地の高度利用の中でサ高住を計画する事例がございますが、本区においてはまだそのような事例はございません。

一方で、首都圏でも経営困難のため閉鎖する事業所があると伺っております。

本区においては、こうしたことがないように、サ高住の整備に当たっては、利用者のニーズに対応したサービスの提供と経営の安定化の両立確保に向けて、保健福祉部と連携し検討を重ねてまいります。

整備手法については、議員御指摘の低未利用地等区の既存ストックの活用や市街地再開発事業における誘導など、様々な可能性を検討し、住宅基本計画改定に位置づけられるよう取り組んでまいります。

議長／11番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／再質問させていただきます。

まず、学校給食の無償化についてですけれども、先ほど子育て、総合的にどうしていくかという中で、検討したいとありました。

その中に学校給食費の無償化も含まれるのか。

例えば、全体が駄目ならば第2子、第3子からやっっていこうとか、あとはほかの区の状況とかニーズとか、そういうのを含めて、無償化も視野に入っているということでもよろしいかどうか、それが1点です。

あと、障害児の問題ですけれども、専門の先生を増やしていくという必要性、努力についてはどうしていくとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

その2点、よろしくをお願いします。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／牛尾議員の教育支援の再質問にお答えいたします。

まず1点目、給食の無償化です。

今後の子育て、教育の支援で総合的に考えているということに対してですけれども、今回の給付金に関しても、使途は問わないということで、給食費に決め打ちしたわけではなく、5万円を給付いたします。

それは、確実にお子さんのために何か使っていただくということで給付いたしますので、今後そうしたスキームの中でさらに子育て、教育支援、広げていくというところの可能性はあるというふうに考えております。

2点目の特別支援教育、教員の専門性ですけれども、資格があれば、教員免許状があれば、すなわち専門性が高いということには100%つながらないというふうに考えております。我々としては、平素から専門性を高めるような研修も行っておりますし、そういう中でスキルを高めていただくということも、一つの方策としてきちんとやっっていかなければならない、そうした特別な支援を要する子供たちにとって適切な指導ができるような人材の確保、人材の育成に努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長／次に、10番飯島和子議員。

飯島議員／日本共産党区議団の一員として一般質問を行います。

初めに、区有施設のトイレに生理用品を設置することについてです。

「生理の貧困」に対する取組は、2017年頃から世界に広がりました。

日本でも生理用品を購入することが困難な実態に対する対応が社会問題化し、政府も2021年から取組を始めました。

人類の継続に欠かせない現象であるにもかかわらず、女性の生理をタブー視してきたことが、社会全体で考えるようになったのは画期的なことであり、経済支援だけでなく、ジェンダー不平等の視点からも大きな前進だと思います。

私は、2021年予算委員会及び第2回定例会で、必需品である生理用品のトイレへの設

置は、世界の流れであることを述べ、第一歩として、区立学校への設置を求めました。その後、区立学校への設置は行われ、多くの児童生徒が助かっていることと思います。取扱い方法は各学校に任され、各トイレ内の1か所の個室や、誰でもトイレに置くなどで、保健室の教諭が補充をされていますが、生徒からは「知らなかった」「休み時間は短いので、個室をもっと増やしてほしい」などの声も聴いています。さらに、必要とする多くの生徒が利用しやすくするための工夫が必要ではないでしょうか。児童・生徒に周知は行き届いているか、要望などを調査し、改善を求めます。今回は、区有施設のトイレに設置することを取り上げます。

「生理の貧困」が社会問題として取り上げられるようになってから、内閣府男女共同参画局は、毎年、地方公共団体の取組の調査・公表を行っています。

今年10月の発表では、7月時点で715の地方公共団体が取り組み、前年より134団体の増加、生理用ナプキンだけでなく、生理用ショーツの提供をしている地方公共団体もあるとなっています。

さらに、公立学校だけでなく、市役所、公民館、男女共同参画センター、社会福祉協議会、保健所、公衆トイレなどの公共施設に生理用品を置く地方公共団体も500を超えています。

世界では、スコットランドが旅行者を含む必要とする全ての人への生理用品の無償提供が2018年から行われ、今年8月からは自治体や教育機関に無償提供を義務づける法律が施行されました。

スコットランド自治政府のロビソン社会正義担当相は声明を出し、「生理用品の無償提供は平等と尊厳の基礎であり、経済的な障壁を取り除くものだ」と指摘しています。

韓国やニュージーランドも同様の取組が進められています。

ほかにも生理用品が非課税の国と地域は、カナダ、インド、ケニア、ニュージーランド、コロンビア、アメリカ12州に広がっています。

女性に課せられた生理的現象が精神的、肉体的苦痛に加えて経済的負担まで、なぜ女性だけが負わねばならないか、ジェンダー平等の流れの中で、当事者の声が動かしてきたのだと思います。

経済的負担は、平均12才から50歳までの39年間、平均して2532日、これは約7年間になりますが、この生理期間に50万円から70万円とされています。

今日、どのトイレにもトイレットペーパーがあるのは当たり前になっています。

生理用品がこれと同様に扱われてこなかったことが、無意識のジェンダー不平等だったのではないのでしょうか。

公衆トイレをはじめ、全ての区有施設のトイレに生理用品を設置することは、ジェンダー平等の一つの取組でもあります。

取りあえずは本庁舎から、生理用品の需要があると思われるフロアのトイレ個室に設置を検討することを求めます。

次に、文化・芸術活動の発展のために、ホールのある公共施設を生活圏内に整備することについて質問します。

ドイツは「文化芸術はぜいたく品でなく、生きるために不可欠」と、コロナ禍で文化芸術事業者に速やかに経済支援を行ったことが大きな話題になりました。

区は2004年に「文化芸術基本条例」を制定し、基本理念の中で「質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送ることのできるまちの実現を図るものとする」としています。

条例で示す目的に照らして、文化芸術活動発展のための環境は十分でしょうか。

認識を伺います。

千代田会館9階にあった千代田区公会堂が廃止されて15年が過ぎました。

区内の各種サークルの発表や敬老会などだけでなく、廉価な使用料、交通の便がよく、各種団体に利用されていましたが、消防法とアスベストの除去作業が必要という理由で閉鎖、区内の民間ホールを利用すればよいとのことで千代田区公会堂条例は自民、公明などの多数により廃止されました。

その後、秋の文化芸術フェスティバルに借りていた、駿河台の音楽ホールは2010年で閉鎖になってしまいました。

今年も千代田区文化芸術の秋フェスティバルとして、第43回目のオーケストラ、コーラス、芸能のサークル発表が土曜、日曜の3日にわたって日経ホールを借りて行われました。

このホールは、座席数610席、舞台自体は立派です。

しかし、大手町オフィス街のビルの中にあり、案内板の掲示は禁止されているため入り口も分かりづらく、閑散とした休日は聞くこともできません。

駐車場、駐輪場もなく、サイクリングロードにぶつかるとタクシーも迂回、乗車も困難です。

練習の成果を見ていただきたくても立地が悪いため誘いづらく、観客は御家族程度で、空席が目立ち残念です。

迷いながらやっとホールにたどり着いたときには演技終了後だったという話も聞きます。

アクセスのよい生活圏内のホールであれば、観客ももっと増えることでしょう。

また、千代田公会堂で行っていたときにはなかった参加費は、今はサークルごとにオーケストラ7万円、芸能は2万円、コーラス1万円の負担が求められます。

負担が困難なサークルは出場を諦めることになります。

第4次千代田区文化芸術プランでは、「文化芸術拠点施設」として千代田アーツスクエア、日比谷図書館、内幸町ホール、九段生涯学習館の4施設が挙げられています。

このうち舞台発表が可能な施設は内幸町ホールのみです。

内幸町ホールは1997年に開設し、188席で個人発表会や落語、朗読などには適した規模ですが、港区との区境、風ぐるまも通らず、区民の生活圏ではなく、立地が悪いことと利用料が高いことが難点です。

23区で公会堂を持たない区は千代田区と港区ですが、港区は区内5か所に250名から

400名の区民ホールがあり、現在その中核となるべき文化芸術ホール整備が浜松町駅の区有地に進められています。

区民や文化芸術活動を行っている方々からは、ホールを含む施設整備の要望が多く寄せられています。

整備の検討が必要ではないでしょうか。

生活圏内にホールのある施設整備について区民の声を聞き、検討を始めてはいかがでしょうか。

区の見解を求め、質問を終わります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／飯島議員の区有施設の生理用品設置についての御質問のうち、区立学校についてお答えいたします。

区立学校の生理用品設置につきましては、令和3年第1回定例会の予算特別委員会や第2回定例会において議会での御議論をいただき、令和3年9月1日から実施いたしました。

教育委員会では、多くの児童・生徒に喜ばれていると認識しているところです。

各学校における生理用品の設置は、それぞれトイレの場所やレイアウトに相違があるため、安全面や衛生管理面に考慮した上で、各学校の実情に合わせ工夫をして実施しております。また、周知に際しては利用対象とならない児童・生徒もおおり、配慮しながら行っておりますが、必要な児童・生徒には行き届いているものと考えております。

議員御提案の要望の調査と改善ですが、教育委員会が養護教諭と実施する学校保健打合せ会を通して出された、本事業についての児童・生徒の相談や意見、要望等を踏まえ適宜改善策を講じております。

いずれにいたしましても、児童・生徒への周知及び利便性の向上につきましては、教育委員会と学校が連携し取り組んでまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／飯島議員の文化芸術活動に関する御質問にお答えいたします。

まず、文化芸術基本条例で示す目的に照らして、文化芸術活動の発展のための環境は十分でしょうかについてですが、千代田区内には公立・私立を含め、多種多様な文化芸術施設があり、区民の自主的な文化芸術活動の機会や場が提供されていると考えております。

次に、区民の生活圏内にホールのある施設整備について、区民の声を聴き、検討を始めてはいかがでしょうかについてですが、千代田区公会堂廃止後、文化芸術活動をされている区民の方からホールのある施設整備のお声を頂戴することがあり、区では、平成22年度から区内で活動する文化団体が民間の会場で自主的な事業を実施する場合には会場使用料

と事業費を補助する文化事業助成を実施しているところです。

今後も、様々な機会を捉えて、区民ニーズの把握に努めながら、文化芸術活動発展の取組を着実に進めてまいります。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／飯島議員の本庁舎のトイレへの生理用品設置に関する御質問にお答えいたします。

経済的理由などで生理用品の入手が困難となる、いわゆる生理の貧困について、厚生労働省の調査では、8.1%の方が生理用品の購入・入手に苦労したことが「ある」となっており、そうした生理用品が入手困難な状況にある女性は、身体的・精神的負担を感じるのみならず、「学業や仕事に専念できない」、「外出の予定を諦める」など、社会生活に少なからず影響が出ていることが報告されております。

既に、昨年の地域文教委員会などでの議論を踏まえ、学校や児童館へ生理用品を配置することについて、各施設管理者が取り組んでいるところでございます。

本庁舎においては、生理用品を切らしていることに気づかずにトイレを利用した場合などへの対応として、試行的な取組に向けて、管理面・運用面の課題などについて検討しているところでございます。

議長／10番飯島和子議員。

飯島議員／まず初めに、学校への生理用品の設置なんですけど、幾つかの学校を回って、先生にお話を伺いました。

先生はちゃんと周知していますよとおっしゃるんですが、学校を一步出て、その学校の生徒さん、5人グループに聞きました。

皆さん、生理があるとおっしゃっていました。

学校、トイレの中にあるのよ、知っているといったら、えー知らなかった、どこにあるんですかって、そういう感じだったんです。

そのグループみんな、みんながそういうふうにおっしゃったんですね。

ですから、ちょっと認識がずれている、1回お話しすれば、もう分かっているものと思っているかも知れない。

それから、また年度が変わったら、そこがまた伝わっていないかもしれないですね。

ですから、状況を調べてほしい。

それで、やはりその校舎に1か所しかない誰でもトイレ、なかなか皆さん使わない。

休憩時間短いのので、やはり自分の使う教室のすぐそばしか行かないわけですね。

そうした場合に、やっぱり1か所というのではとても足りないという声もあります。

ですから、そこら辺はきちんと聞いて、それに答えられるような体制を取ってほしいと思います。

それから、ホールのある文化施設なんですが、やはり区民がどのぐらい文化芸術活動に参加できるか、参加しているかというのが、一つのバロメーターになると思うんですね。

このプランもあります。

これは条例に基づいているわけですが、条例の中で、区民の責務として、区民は自ら文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と総意を生かして、自主的、創造的な活動の推進に努めるとも言っているわけですね。

ところが、参加している人数はどうかということになると、顕著なバロメーターが、この前やっていた文化芸術の秋フェスティバルですよ。

そこでの参加者がどうなっているか、公会堂があったときと現在と比べてみました。

これはコーラスなんかにしても、公会堂があったときというのは2000年頃ですから、夜間人口が一番少ないときですよ。

そのときよりも、2018年、これはコロナの前ですけども、このときのほうが、コーラスなんかに参加する人も、300名かな、少ないんですね。

それで、オーケストラは、以前は4団体が出ていたんですけども、今年は2団体。

何で出られなかったのか、コロナの影響で練習できなくて出られなかったのか聞いてみたんですね。

そうしましたら、自分たちが独自で発表会を、他区の公会堂を使ってやる、そのほうが、サークルとして7万円で、区のフェスは出なきゃいけないわけです。

7万円にちょっと足しただけで、ほかの区の公会堂は、もう朝から夕方まで借りることができる。

そこで自分たちが思いっきりできるということなんですよ。

直近だったので、もし区のフェスティバルがタダであれば出たけれども、7万円出して、また同額そのすぐ後に出すというのはとてももたないから、だから出られなかったと。

こうやって金額なんかも、内幸町ホール、小さいですけども、その二、三倍の座席がある大きなホール、そこを借りても、もうずっと内幸町ホールよりも安い金額で借りられると。

そこら辺のところを、ぜひ調べてほしいんですね。

また、やはり実際に発表がすごいバネになって、いろいろ、コーラスにしても、芸能、それから、オーケストラにしても、発表をバネにしてすごく上達するというか、それはもう皆さん御存じだと思うんですね。

そういう場がやっぱり、保障をしていくということ。

それは金額、利用料金も安いということも含めて、また、区民の生活圏内にあるということも含めて必要だと思うんです。

でも、日経ホールというのは、ビジネスマン向けの講演会なんか为中心で、音響もかなり、

ある程度いいんですけれども、音楽ホールとしては造られていないので、譜面台なんかも足りなくて、結局大きな楽器と譜面台を自分が持っていかなきゃいけないとかね、そんなようなこともあって、非常に皆さん苦勞されている。

その苦勞に対して、やはり区は、きちんと聞き取りをして、それで、区の文化芸術活動をどうしていくのかということを実剣考えていただきたいと思います。

条例ばかり立派でも、それがやっぱり実行できる、そういう環境をつくっていく、そのことにもぜひ応えていただきたいと思います。

以上です。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／飯島議員の、学校の生理用品の設置の再質問にお答えいたします。

我々、学校からいろいろ意見を聞いております。

児童生徒の意見としては、今まで急なとき、トイレと保健室を往復するのは難しかったけれども、トイレにあるということで急がなくてよくなったと。

あと、トイレにあると思うと安心する。

他の子に知られないようにトイレまで持っていくのは大変だったけれども、トイレの中にあると助かる。

こういった感謝の声というか、よかったなという声をもらって、我々も、実施してよかったと思っているところです。

飯島議員が生徒に聞き取りをしたところ、えー、そんなの知らないみたいな御意見があったということですが、それについては、私どもも、もう一度、実態を調査して、そういうことがないように、答弁の中で申しましたけれども、対象外の児童生徒もいるので、なかなか授業でそこまでまだ指導していないような学年の子供たちもおりますので、そういったところの周知方法も検討しなきゃいけないんですけれども、やっているのに知らないということがないように心がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／飯島議員の、ホール、文化芸術活動についての再質問にお答えします。

まず最初に、自己負担についてお話をさせていただくと、公会堂があった時点で、ほかの公会堂は音響がよろしくなくて、各団体のほうから、お金を払ってでもいいから、いいホールでやりたいという声があって、そういった形で自己負担を設定したという経緯がございます。

それから、先ほどのホールについては、今もちょっと申し上げましたけれども、音響のい

いホール、それから、講演に適したホール、区内には、大きさも様々なホールがあります。そういった意味で、どういう形でその団体の皆さんが使っていくのか、そののところにについては、皆さんの選択をした施設を活用することで、活動の幅を広げていくということは考えているところです。

引き続き、今後、皆様に様々な御意見、特に、文化芸術の秋フェスティバルについては、反省会もしていますので、皆さんの御意見も伺いながら、今後、こういった形で進めていくのがいいのか、引き続き検討してまいりたいと思います。

議長／お諮りします。

本日は以上で延会したいと思います、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日11月25日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので御了承願います。

本日は、以上で終了します。

延会します。